

特225

614

悦二郎著

經濟的破滅か  
振興か

立憲政友會北信八州大會



0002887-000

特225-614

經濟的破滅か振興か

植原悦二郎・著

植原悦二郎

昭和5

ABA



特225  
614

76



經濟的破滅  
振興加





新憲法草案

### はしがき

今や前代未聞とも謂はるべき經濟國難に際會し、全國民は政黨派の別なく、職業階級の如何を問はず、其前途を憂ひてゐる。多數國民は飢餓線上に彷徨してゐる。思想は惡化し世相は極めて險惡である。去二月の總選舉に於て、現内閣を支持後援せし多數のものも、亦生活の不安を感じてゐる。されば、國家を想ふものは、何人たるを問はず、此の國難の因て來る所以を、嚴密に、公正に、觀察、調査、検討し、之れを打開し、轉回する途を講ぜねばならぬ。而して之れを打開し、健全なる國民經濟の發達を圖り得る良策ありとすれば、從來の行懸りや、囚はれたる感情的黨派觀念を放擲して、共同戮力、勇往邁進、邦家



の爲め、其實現を圖らねばならぬ。一日を緩ふすべき時でない。奮然厥起之れに當らねばならぬ。本書は、刻下の此の經濟國難の現状を解剖検討し、之れを打開すべき大策を述ぶるものである。情素より小冊子、能く其要を盡さざるも、一讀を煩はし、社會民人の爲めに、公正なる批判を賜はらば幸である。

昭和五年十一月上旬完

著者 濱口内閣施政の批判と友會の政策

著者 友會の政策

# 經濟的破滅か振興か

濱口内閣施政の批判と友會の政策

## 第一章 緒論

## 第二章 濱口内閣と其十大政綱

- 一、政治の公明……………九
- 二、民心の作興、綱紀革正、教育の更新、社會政策の確立……………一五
- 三、對支親善……………二三
- 四、整理緊縮。非募債と減債……………二六
- 五、軍縮促進。金解禁断行……………三五



第三章 倫敦條約締結の經過と其影響

- 一、倫敦會議の由來……………三七
- 二、比率問題……………三八
- 三、政府と軍令部との確執……………四三
- 四、統帥權問題……………四四
- 五、政府と樞密院……………四八
- 六、軍縮と國民負擔の軽減……………五三
- 七、倫敦會議と對支對米關係……………五八

第四章 金解禁と其影響

- 一、金解禁の意義……………六一
- 二、金解禁斷行……………六五

- 三、金解禁後の正貨狀態……………六八
- 四、金解禁と不景氣……………六九
- 五、金解禁と養蚕業……………七六
- 六、金解禁と長野縣農家……………七八

第五章 政友會の態度と其政策

- 經濟政策要綱……………九六
- 一、根本對策……………九六
- 二、當面應急對策……………九七
  - 甲、不景氣對策……………九七
  - 乙、失業當面對策……………九九
  - 丙、國民負擔の軽減……………一〇一



丁、行政及財政整理 ..... 一〇三

戊、臨時産業資金制度 ..... 一〇三

目次了

# 経済的破滅か振興か

## 濱口内閣施政の批判と

### 政友會の政策

#### 立憲政友會北信八州大會

## 第一章 緒論

凡そ立憲國に於ける政黨の生命は、其主義政策である。又さうあらねばならぬ。而して政黨と國民との連鎖も、亦其主義政策に依らざる可からざることは、論を俟たぬ。従つて政黨を基礎とする内閣、即ち所謂政黨内閣なるものの、國家に對する任務、國民に對する責任は、其主義政策の遂行實現である。されば、政黨内閣が其國民に聲明管



約せる主義政策を實現し能はざる場合、若しくは之れを遂行するも其結果不良に終はりし場合にも、當然引責辭職すべきである。然らざれば政黨内閣即ち責任内閣ではない。政黨内閣にして、稅政百出舊愆として其職に止まるが如きは、斷じて許す可からざることなるは勿論、其政策に行詰りを生じ、敢へて之れを轉換せんと企つるが如きことも、亦容認すべからざることである。政黨内閣が、若し國民に誓約せる主義政策に於て行詰りを生じ、之れを轉換せんとすれば、先づ議會を解散し、新政策を樹て、再び其信を國民に問ふべきである。政黨内閣として之れ以外、政策轉換の途はない。之れが立憲政治の常道である。

濱口内閣は其成立に際して、所謂十大政綱なるものを天下に呼號した。而かも濱口首相は、此の十大政綱は陛下の勅諭を経しものなることを聲明し、其實現を國民に公約した。而して茲に其十大政綱なるものを略記すれば、左の如くである。

一、政治の公明。政治の公明は立憲政治の根本要件たり。政府は専ら政治の公明を

旨とし、政治の基調を向上せしめんことを期す。

二、民心の作興。政府は近時世相の變遷に伴ひ民心の弛緩に鑑み、國民精神の作興に努め、人心の一新を計らんとす。

三、綱紀革正。政府は深く自から誓めて官紀を嚴肅にし、敢へて犯すなからんことを期す。

四、對支親善。政府は共存共榮の下に、日支の國交を刷新し、大に國威の發揚を期す。

五、軍備促進。政府は軍備縮少問題に就ては、國家の安全を期する精神を基調とし、交讓妥協の誠意を以て事に當り、此世界的大事業を完成し得べしと信す。(之れは當時準備中なりし倫敦會議の對策を意味せしものである)

六、整理緊縮。政府は中央地方の財政に對し、一大整理緊縮を斷行せんと欲するのみならず、海陸軍に對しても現行年度に於て、一大整理節約の實現を期せんとす。



七、非暴債と減債。政府は非暴債主義を嚴守し、昭和四年度末現在額より國債の増加せざることを期するのみならず、出來うる限り、暴債の減額に努む可し。

八、金解禁斷行。政府は諸般の準備を整へ、近き將來に於て金解禁を斷行せんことを期す。

九、社會政策の確立。政府は六ヶ月を超えざる期間に於て、凡べての調査を完了し社會政策の實現を期す。

十、教育の更新。政府は教育機能の更新を期するのみならず、農漁村經濟の改善、金融制度の改善、小中農工商に對する金融機能の整備等、諸政策を機に臨み實行する所あるべし。

濱口内閣は其成立に方り、單り此の十大政綱を國民に公約せしのみならず、民政黨は去る二月の總選舉に於て更に之れを高唱した。而して特に其金解禁と消費節約と緊縮政策とを誇張力説し、之れに依つて、我經濟界は完全に建直され、産業は振興し、

金融は整頓し、輸出入貿易、國際貸借は均衡を保持し、將に一陽來復すべしと主張した。之れに反し、吾々は無準備なる金解禁と、誤まれる消費節約の宣傳と、極端なる事業繰り延べの緊縮政策とは、遂に經濟界を萎縮せしめ、財政を涸渇し、金融を硬塞し、産業を破壊し、一大恐慌を招徠すべしと主張した。然るに大多數の國民は、巧妙なる政府の宣傳に眩惑し、測らずも總選舉に於ては、民政黨をして議會の絶體多數を掌握せしむるに至つた。依つて吾々は暫らく政府の爲す所を靜觀せんと決意した。曩に田中内閣成立するや、民政黨は其主義政策の如何を顧みず、直ちに倒閣運動を起し、専ら之れに没頭した。田中内閣存立中、民政黨は、何等の政策を國民に表示せず、二ヶ年間全く倒閣運動に猛進し、日も之れ足らざるが如き有様であつた。而して濱口内閣成るや、漸く其十大政綱を掲げ、其實現を國民に公約するに至つた。凡そ政黨は、其主義政策所見を異にする雖ども、其國家を想ふの念慮に就ては一たるべき筈である。されば反對黨の内閣と雖ども、其成立早々猥りに之れを攻撃すべきでない。



暫らく時を與へて、其主義政策を實行せしむべきである。之れが立憲國に於ける政黨の本義である。流石に犬養政友會新總裁は、民政黨に倣ふを戒しめ、其黨員をして暫らく濱口内閣に貸すに時を以てし、其爲す所を嚴重に監視せしめた。而して今や濱口内閣成立以來既に一年四ヶ月有餘、其爲す所を視るに其十大政綱を裏切ること尠からざるのみならず、稅政百出殆んど收拾すべからざる状態である。殊に我國前代未聞の不景氣を招徠し、國家財政の基礎は危殆に瀕せしめられ、經濟産業は殆んど其根本より破壊せられんとし、多數國民は生活の脅威をさへ感せしめられてゐる。茲に於てか吾々政友會は、最早や座視するに忍びず奮然躍起、去る九月十六日、本部に於て、臨時大會を開催し、左の宣言を決議し、國家のため、國民と共に現内閣の倒壊を期せんとするに至つた。

産業經濟の枯涸は益々不景氣を深刻に導きて底止する所を知らず、都市農村を通じて齊しく悲痛慘憺の間に呻吟す、今に於て之を匡救するに非れば遂に地方自治體を

破壊し、財政の基礎を危ふするのみならず、延いて由々しき社會問題を惹起して兇險なる風潮を醸成せんとす。而して此に至らしめたるものは職として現内閣が無準備の金解禁を旨斷し、不合理の緊縮節約を強調したるに由らざるなし。今や時艱切迫して、政策轉換を要望するの聲、翕然として全國に遍ねきに拘らず、現内閣は政策の破綻が直ちに自家の運命に關すべきを恐れ、耳を天下の公論に掩ひ、飽まで非違を強行し、財界不況を世界的に藉口して以て國民を欺瞞せんとす。敢て問ふ、不況は世界的にもせよ深刻痛烈なること我國の如くなるもの他に例類ありや。而も現内閣は之を救ふの對策を有せず、拱手放任其爲す所を知らず、何ぞ責任を解せざるの甚しきや。

現内閣の功罪を検するに、其功績絶無にして罪過餘りに多きに過ぐ、即ち内には不合理なる經濟政策を強行して國政を紊亂し、民人を塗炭の中に苦しめ、外には倫敦條約を締結して國防の不安を招致せんとす、思ふに海軍を備制限の要諦たる、各國均衡



の勢力を維持し、國民負擔の軽減を計るに在り、而かも該條約の内容之に副はざるに拘らず、徒らに詐言詭辭を弄して以て上下を瞞過せんとす。是等の責任を糺明すると共に政策を轉換して陰暗なる世相を打開するは焦眉の急務ならざるべからず。我黨は確く信ず、今日の經濟難局を匡救せんと欲せば、我黨既定の政綱たる根本國策を遂行し、更に應急の舉措とし新に立案せる當面對策を速行する外斷じて其方途なきことを。乃ち茲に臨時大會を開き、全國民一致の覺悟を促し、其支援協力を求め、諸般政策の實現に依り産業經濟の面目を一新すると同時に、内外の政治を振刷せんことを期す。

敢て宣す。

昭和五年九月十六日

立憲政友會

今や北信八州大會に臨み、過去一年有餘に於ける濱口内閣施政の跡を審さに検討すると共に、現下の不景氣及び一般國民の疲弊困憊せる實情を略述し、併せて我立憲政

友會の之等に對する對策と産業立國に基く新經濟政策を公表し、以て天下民人の批判を請はんとするのである。之れが本小冊子の目的である。

## 第二章 濱口内閣と其十大政綱

### 一、政治の公明

過去一ヶ年有餘に於て、濱口内閣は果して其十大政綱を忠實に實現せしか。濱口内閣は其の十大政綱の劈頭に於て政治の公明を高唱し、立憲政治の根本要件は政治の公明を旨とし、政治の基調を向上せしむるにありと主張した。如何なる政治家と雖ども政治の暗黒を聲明するものはなからう。政治の公明ならざる可からざること論を俟たぬ。濱口内閣は何が故に特に政治の公明を力説せしか。民政黨員は口を開けば議會中心主義を唱へ、去る二月の總選舉に於ては、口を極めて濱口内閣は強い政治、明い政治、公明正大の政治を行ふと宣傳した。然るに濱口内閣施政の跡を質せば、悉く其



變更を裏切るものである。

濱口内閣は昨年七月成立し、間もなく實行豫算編成を名とし、昭和四年度の豫算を變更し、一般會計に於て九千〇四十萬五千圓、特別會計に於て五千七百十四萬九千圓を繰延べ削減した。昭和四年度の豫算は貴衆兩院を通過し、裁可、公布せられ、既に實行に着手せられしものであつた。而して豫算審議權は憲法に依つて與へられたる帝國議會の權能中、最も重要なものである。然るに濱口内閣は帝國議會の協賛を經、既に裁可、公布せられたる豫算を、帝國議會の協賛を經ず、又陛下の御裁可を仰ぐことなくして獨斷的に之れを變更した。而して濱口内閣は豫算は各費目の最高限度を決定するものなるが故に、政府は其最高限度内に於て之れを削減するも更に支障なしと主張した。併しながら、豫算は之れを編成する政府の主義政策を表現するものにして、豫算の變更は其主義政策の改訂を意味するものと謂ねばならぬ。勿論豫算實行上多少其項目を更むることはあるが、之れは政策の變更を意味するものでない。而已ならず、豫

算の金額は最高限度を規定するものなるに相違ないけれども、其款項に定むる目的、事業施設を遂行するに就き、之れを限度として其目的を完成することを意味するものであつて、其事業を完成したる後剩餘金を生ずることは差支ない。併しながら、假令豫算が最高限度を規定するものなるにせよ、其款項に定むる事業を故意に中止し、若しくは繰延べ削減を行ふべきことは斷じて許す可からざることである。而して之れは豫算中に含蓄せらるゝ主義政策の變更を意味するものにして、明かに議會協賛權の蹂躪たるのみならず、憲法第六十四條の精神に背反するものである。若し政府が豫算は單に國家の歳出入の最高限度を定むるものにして、其限度内に於ける金額は、自由に其款、項、目を改訂し、削減消費し得るものとするれば、議會は豫算案審議に當り其款、項、目に就き、之れを點檢し、政府の政策と對照して、細密に之れを審議する必要はない。又豫算に其支途を明瞭にする款、項、目を定むる必要もない。豫算案に款、項、目を設け各費目を定むるは、之れが政策を意味し、其遂行を規定する趣旨に外ならぬ。されば



如何なる事情のあるにせよ、豫算は議會の協賛を経ずして變更されべき性質のものでない。若し歐米諸國に於て、濱口内閣の如く議會を通過し、既に確定せる豫算を政府の専斷的行爲により變更せしことありとすれば、議會を無視せる内閣として、國民の輿論により一舉に之れを倒壊するに違ひない。濱口内閣の如き横暴を敢へてし、猶其存在を全ふし得る所以は、我國民多數が未だ立憲政治を徹底的に理解せざるに依るものと謂ねばならぬ。議會を通過し、裁可、公布せられし豫算を、政府が自由に變更し得るとすれば、議會の必要はない。立憲國に於て、議會の協賛權を無視し、而かも政治の公明を説く濱口内閣に就ては、其厚顔なるに驚かざるを得ぬ。

濱口内閣は嘗に昭和四年度の豫算を變改したるのみではない。濱口内閣自から編成し、第五十八議會を與黨多數の力に依つて通過せしめたる昭和五年度の所謂實行豫算をも變更する暴舉を敢へてした。去る臨時議會に於て、政府の提案せる實行豫算は、歳入過大の見積りにて其實行不可能なることを指摘し、吾々政友會員は井上藏相を難詰

した。而して吾々は動くも歳入に於て約六千萬の不足を生ずべしと主張した。然るに井上藏相は決して斯る缺陷なきことを強辯し、豫算を通過せしめしに拘らず、議會終了後、二旬を経ずして政府は該豫算の歳入減に依り實行不能を聲明し、更に事業の繰延べを行ひ六千五百萬圓を實行豫算より削減した。濱口内閣の此行爲は、昭和四年度豫算變改と等しく單に議會の協賛權を無視せる行爲なるのみならず、明かに議會を欺瞞せるものである。之れをしも濱口内閣は公明なる政治と主張し得るであらうか。又民政黨は斯る内閣をも議會中心主義を標榜するものなりと主張し得るであらうか。濱口内閣は手段方法を顧みず、唯其權勢を維持せんが爲めには、如何なる非違をも敢へてすべきことを豫め覺悟し、其十大政綱の劈頭に於て、故らに政治の公明を主張せるには非らざるか。

濱口内閣の非立憲的行動は、獨り豫算に就てのみでない。其陰險なることは、二月の總選舉に於て遺憾なく暴露されて居る。我國に於て選舉干渉の聲は絶えたることか



ない。選挙毎に政府反対黨は、必らず選挙干渉を絶叫する。併し、何人と雖ども恐らく安達内相の選挙干渉ほど辛辣なる干渉に遭遇せしことはなからう。従來、所謂選挙干渉なるものは、主として地方官を動かす、警察官をして、一層嚴重に反対黨候補者の不正行爲を取締らしむることであつた。然るに安達内相の選挙干渉なるものは、單に警察官をして一層嚴重に反対黨候補者の不正を取締らしむるに止まらずして、正當なる選挙運動をも拘束せしことは稀れでない。而已ならず、警察官をして與黨候補者の違法なる選挙運動をも援助せしめし事實もある。安達内相の選挙干渉は、斯くして實に徹底せるものであつた。而して安達内相の選挙干渉は、政治の公明正大を期するものに非らず、暗黒政治を物語るものと評されても決して過言に非らずと思惟されてゐる。此の一事を以ても濱口内閣の聲明は、如何に國民を欺罔するものであるかを窺ふことが出来る。

濱口内閣の欺瞞政治は之れのみではない。倫敦會議に於ける政府の最後の回訓案に對し、濱口首相は、議會に於ては海軍専門家の意見を參酌せりと答へ、樞密院に於ては加藤軍令部長の同意を得たりと答辯し、全く二枚舌を使用せしことは天下周知の事實である。之れでも濱口首相は政治の公明を主張し得るであらうか。之れより濱口内閣の欺瞞政策を明瞭に暴露せるものはない。

又、井上蔵相は、金解禁前、正貨買入に就き、大藏省預金部の資金一億五千二百萬圓を專斷的に使用せしことは争はれざる事實である。預金部資金運用に就ては、一定の法規がある。而して預金部資金運用委員會の承認を経ねばならぬことに規定されて居る。然るに井上蔵相は正貨買入に就き、支出せる一億五千二百萬圓に對しては、全く之等の法規を無視し、獨斷專行して居る。されば井上蔵相の此行爲は一種の背任行爲と認められてゐる。政治上之れより不正なることはない。濱口首相と雖も、之れをしも公明なる政治と云ふことは出来まい。

## 二、民心の作興。綱紀奉正。教育の更新。社會政策の確立。



濱口内閣は、民心の作興と、綱紀肅正と、教育の更新とを、各十大政綱の一に掲げ大に之れを鼓吹した。凡そ如何なる政府と謂へども民心を倦ましめてはならぬ。國民精神の作興を圖るは、政府當然の任務であつて、國民多數を代表する政黨内閣が、特に之れを政綱に掲げ、之れを主張すべき善のものでない。政府自から其責任を重じ、籠を國民に垂るれば、天下の人心は自から緊張する。況んや綱紀肅正に於てをやである。如何なる政府といへども、官紀は嚴肅に保たねばならぬ。官紀紊亂するが如き政府は、政府として其價值なきものである。責任内閣が綱紀の肅正を唱へて、之れを政綱の一と爲すが如きことは、自からを侮るものと謂はねばならぬ。濱口内閣は、何故に綱紀肅正を其十大政綱の一に掲げしか。

濱口内閣は、其閣僚中より刑事被告人を出せしに非らざるや。然かも此刑事事件の嫌疑者は、濱口内閣に於て文教の府を司りし小橋一太氏である。我國立憲政治建設以來、未だ曾て閣僚中より刑事被告人を出せしが如き、醜態を演じたことがない。勿論

越後鐵道及山手急行電鐵問題に就き、小橋氏の收賄事件暴露せらるゝや、政府は周章狼狽、小橋氏を病氣の故を以て辭職せしめた。併し、之れは單に形式上の事であつて、文教の首腦者たりし小橋氏が刑事被告事件に關係ありしことは、争ふ可からざる事實である。而して綱紀肅正を標榜せる濱口首相が、斯る刑事被告の嫌疑者たる小橋氏の如き人物を、文相に奏薦したる責任を免かるゝことは出來ぬ。之れに對して濱口首相は、小橋氏の事件は組閣以前に屬するが故に、自分の與り知らざる所であると強辯し、其責任を回避し、恬として恥づることなく尙其職に止まりつゝあるが、之れは立憲政治家として無責任極まるものと謂はねばならぬ。假令、小橋氏の事件が、組閣以前の事なるにせよ、濱口首相が小橋氏を文相に奏薦するに就ては、文教を司る適任者として之れを陛下に申上げ御裁可を経たるに違ひない。若し濱口首相が、小橋氏の事件を承知して同氏を奏薦したりとするなれば、之れは正に官職を冒瀆せるもので、其罪萬死に償する。若し知らずして之れを奏薦せりとするも、其不明の罪は、許す可からざる



ことである。小橋事件は君側より刑事被告人を出せしことにして、我一天萬乗の皇室に對し、之れより恐懼すべきことはない。而して其補弔の任を誤まりしものは濱口首相其人である。綱紀の紊亂之れより甚しきはない。只、遺憾の意を表し、敢て其職に止る濱口首相の厚顔無恥は、言語に絶するものである。第五十八議會に於て尾崎行雄は濱口首相の此無責任に憤慨し、左の決議案を提出した。

### 決議

總理大臣濱口雄幸君ハ初メ内閣組織ノ大命ヲ拜スルヤ文部大臣ノ適任者トシテ小橋一太君ヲ奏薦シタリ。後許モナク小橋君ハ破廉恥罪ノ嫌疑ニ由テ辭職シ尋テ起訴セラレタリ。

凡ソ國務大臣ヲ奏薦スルハ輔弼ノ職責中最重大ナルモノトス。故ニ濱口總理大臣ハ憲法第五十五條ニ據リ奏薦其ノ人ヲ誤リタル責ニ任セザルベカラズ。

勿論、衆議院に於ては、民政黨が絶體多數を占めて居る。従つて尾崎氏の決議案は此多數に依つて妨害せられ、採決を見ずして第五十八議會の會期は終了した。併しながら、之れに依て理非曲直が定まつたのではない。否、多數の横暴に依つて濱口首相の非違は、一層強く證據立てられ、綱紀紊亂の罪と無責任とは、深く國民の心底に映するに到つたのである。

濱口内閣及民政黨の綱紀の紊亂は、單り小橋問題のみに付てでない。越後鐵道問題に絡まる佐竹三吾、久須美東馬氏等の贈收賄事件に關聯して、前内閣總理大臣若槻禮次郎氏及後商相等も疑雲に包まれてゐる。特に若槻氏に對する疑惑の如きは、渡邊法相の強制に依ると傳へられた小山檢事總長の聲明に依て葬られたけれども、一般世人は之れに依て一切の疑雲一掃せられたりとは考へて居らぬ。又伊勢鐵道に關係し、其社長熊澤氏より濱口首相、江木鐵相が五萬圓を收受せりと傳へらるゝ事件もあつた。



而已ならず大宮縣選罷可に就き、降旗元太郎氏が一萬二千圓を收賄せるにより市ヶ谷刑務所に收容されたる事實もある。當時新聞に掲載されたる事實に徴するも、降旗氏の事件は、容易ならざるものと思はれたが、渡邊法相の徹夜の運動によりて同氏は直ちに釋放された。併し事件は之れに依て釋然として明白になつたのではない。斯く列し來れば、濱口内閣及び民政黨の綱紀紊亂は擧げて數ふ可からずである。

文教の首班者として刑事被告人を其臺閣に列せしめた濱口内閣が、國民精神を作興し得るものと想像するものは、誰一人もあるまい。果せる哉、近時に於ける人心の弛緩、民心の憔悴、世相の險惡なることは想像の及ぶ所でない。而して危險思想は非常なる勢を以て猖獗して居る。勿論、之れには經濟上の理由もある。今や、國民多數は生活に脅威され、道義は頹廢し、商業道德は破壞され、債務を果さず、納税の義務さへ全ふせざるものが尠くない。或る地方に於ては、窮餘の一策として私設モラトリアムさへ實現して居る。自殺、強盜、殺人、放火、同盟罷業、小作爭議、學校騒動等舉

げて算ふ可からず。不平、不満、不穩の空氣は各方面に漲つてゐる。蓋し、心あるものにして目下の世相に不安を感ぜざるものは、恐らく一人もあるまい。濱口内閣一年有餘の施政によりて、今や人心は極めて不安、世相は險惡、誠に深憂に絶えざる状態である。

教育の更新など、濱口内閣によりて思ひも依らざることである。前代未聞の不況により、國民の心は荒さむである。而して職を失ひ、糧に苦しむものも尠くない。今や各地の小學校に於ては、餓食兒童の處置に窮してゐる。衣食足つて禮節を知るとかや、國民に生活の安定を與へずして、教育の更新、思想の善導など實現し得らるゝものでない。

濱口内閣は教育の更新と共に、社會政策の確立を其政綱の一に加へた。然るに政府は社會政策の一根幹たる救護法が第五十六議會を通過し、既に公布せられしものなるにも拘らず、僅か二三百萬圓の経費を節約する爲めに之れを實施して居らぬ。而已な



らず、資本家の鼻息を覗ひ、労働組合法の提案さへも爲し能はざる有様である。而して其誤れる經濟政策により無数の失業者を放出せしめ、之れが救済を地方官權に委ねるが如き無責任なる方策を取へてしてある。一年有餘に亘る現政府の施政中、社會政策の實行なりと稱へらるゝものは、失業者救済の爲めと云はるゝ、職業紹介所の増設のみである。職業紹介所も社會政策上の一施設たることは疑ひない。併し、之れを以て社會政策の確立と主張することは出来ぬ、而して如何に職業紹介所を増設するとも、經濟界を萎縮せしめ、産業を破壊し、以て失業者に職を興ふことは不可能である。失業者を救済せんとすれば職業紹介所を増設するよりも、産業の振興を圖り労働者の需用増加の途を講ずることである。一社會政策の施設に對しても、濱口内閣の爲す所は、斯の如く全く主客轉倒である。而して、由之觀之、濱口内閣は社會政策に就き全く無理解なるのみならず、其不誠意なることを立證して餘あるものである。内閣一新して濱口内閣は政治の公明を唱へて國民を欺瞞し、民心の作興を叫んで人心の頹

廢、世相の險惡を招き、綱紀革正を標榜して大に綱紀を紊亂し、教育の更新を高唱して、刑事被告人たるべき人物を文相に奏薦し、社會政策の確立を聲明して失業者放出の經濟政策を實行したのである。而して時に誤れる政策を行ひたる内閣なきに非ざるも、濱口内閣の如く秕政百出、收拾すべからざるものは、天下亦稀れなりと謂ねばならぬ。

### 三、對支觀善。

濱口内閣は其成立に臨み、日支の國交を刷新して、善隣の誼を好くし、國威を發揚するは國家の一大急務に屬すと、聲明した。曾て民政黨は、滿洲某重大事件に關し、田中内閣は何故其真相を發表せざるや、此重大事件の真相を發表せざることは、日支兩國の國交を阻害するのみならず、我國の國際信用を失墜するものなりと極論し、口を極めて田中内閣を刺戟した。然るに濱口内閣成立するや、彼等は口を緘じて之れを語るを避けた。滿洲某重大事件の關係調査書は、一切前内閣より現内閣に引繼がれて



届る。依て第五十六議會に於て、我黨は濱口首相に對し政府は何故に滿洲某重大事件の真相を發表せざるか、會で民政黨は之を發表せざることは、獨り日支兩國の國交を阻害するのみならず、我國の國際信用を失墜するものなりと主張した。此言責に對し政府は宜しく此れを發表すべきであると肉薄した。之れに對し濱口首相は、之れを發表する事は有害無益なりと答へた。之れに依て觀るも、彼等は野に在ると朝に在ると全く言を左右にするものなることは明かである。

加之、濱口内閣の對支外交は、其實績に徴し、消極退嬰、無抵抗主義屈辱的にして國威の失墜甚しきものである。濱口内閣の對支外交の第一歩は、駐支公使の交迭であつた。濱口内閣は、我對支外交上の一大功勞者たりし芳澤公使を辭職せしめ、其後任者として佐分利氏を任命した。然るに佐分利公使は、箱根に於て原因不明の自殺を遂げた。而して之れは正に我外交史を汚がせしものである。佐分利氏に繼ぎ、政府は昨年十二月小幡前土耳其大使を支那公使に任命すべく決定し、其アグレマンを南京政府

に求めた。然るに南京政府は小幡公使のアグレマンを拒否し、其簡派を不可能ならしめた。政府は小幡公使を支那に任命するに就ては之れを適任者なり、之れより他に日支親善を圖り得るものなしと確信し、以て同氏を任命したるに違ひない。而して支那が其アグレマン拒否せるは、全く國際禮讓を無視せるものにして、我國に對する侮辱であり、且つ輕蔑である。我外交史上、國威の失墜之れより甚しきものはない。然るに濱口内閣は、支那政府の斯る非禮暴舉に對しても、消極退嬰、一ヶ年を経過し遂に支那に屈服した。我外交史上之れより屈辱的のことはない。而已ならず濱口内閣は、此國際禮讓を無視せる南京政府に屈從し、重光上海總領事を代理公使に任命し、自から進んで、日支關稅條約を締結した。南京政府は外に對して國際信義を重せざるのみならず、内に於ては其國內を統一する威力さへ備はらざるものである。濱口内閣は何の必要あつて、之れに關稅自主權を認め、讓歩に讓歩を重ね、極めて不利なる條件に於て、日支新關稅協定を締結するに到りしか、吾々は其理由を發見するに苦しむものである。



濱口内閣は、新關稅協定成立は、日支親善に資するものなりと主張して居るけれども、同條約締結以來、支那の暴舉は一層激成されて居る。間島及哈爾濱領事館に於ける支那暴徒闖入事件の如き、又長沙に於ける共產黨の我領事館燒打事件の如き、之等は凡べて支那國民が、如何に近來日本帝國を侮辱し、帝國の威信を失墜せしめしかを立證して餘りあるものである。今や支那に於て、我國民は侮蔑の標的である。而して之れが幣原外相の無抵抗主義、濱口内閣の退嬰的外交の賜物である。之れでも濱口内閣は、日支の國交を刷新し、善隣の誼を完ふし得るものと、主張し得るであらうか。濱口首相の日支兩國共存共榮の主義に則り、我國威の發揚とは、果して何を意味するか。

#### 四、整理緊縮。非暴價と減價

整理緊縮政策は、濱口内閣の十大政綱中金解禁と共に最も重要視せるものである。組閣に際し濱口首相は、「政府は自から中央地方の財政に對し一大整理緊縮を斷行し、依て以て廣く財界の整理と國民の消費節約とを促進せんとす。財政の整理を實現する

に當り、海陸軍の經費に對しても、國防に支障を來さざる範圍に於て、大に整理節約の途を講ずる所あらんとす。」と、聲明した。

元來、中央地方財政の一大整理を斷行するに就ては、行政の根本整理を行はねばならぬ。中央地方の別なく、明治以來の我國の行政組織は、既に化石して居る。之れを根本的に整理し、繁文縟禮の弊を更め、事務の簡單化を圖ることは目下の急務である。我黨が行政の根本整理を主張するは蓋し之れが爲である。而して財政の大整理を敢行せんとすれば、先づ行政の根本整理を斷行せねばならぬ。現行の行政組織を根本的に變革せずして、財政の大整理を行はんとするが如きは不可能事である。實際、濱口内閣の中央地方財政の大整理は、内閣成立以來既に一年有余を経過せしに拘らず、只掛簾だけの民政黨一流の空宣傳に過ぎざるものであつた。彼の官吏減俸問題さへ實現し能はざりし濱口内閣である。政府の減俸問題に對せし醜態の如きは、言語に絶するものである。初め濱口首相は、財政の整理緊縮斷行に於ては、國民の師表たるべき官吏



自から其範を示さざる可からざることを力説吹聴し、凡ゆる大新聞の一面を利用し、大宣傳を行ひ、陛下に奏上し、其實現を廣く天下に聲明した。然るに少數判檢事の反對に遇ふや、忽ち豹變して恰も弊履を捨つるが如くに之れを放擲した。濱口首相の無責任なること斯くの如くである。若し彼が一片の政治的責任を解するものなれば、彼は此一事を以ても引責辭職すべきである。

軍備整理に就ては、行政組織の根本的變革と共に、先づ陸軍軍制の改革を企てねばならぬ。軍備の經濟化は我國刻下の急務である。我黨は夙に之れを力説主張してゐる。濱口内閣も其實現を期すと聲明した。併しながら、官吏減俸問題の失敗により、全く政府の威信を失墜せる濱口首相によりて、軍制改革の實現など希望し得らるゝことではない。宇垣陸相は今春以來病氣にして、臨時議會にも出席不能であつた。而して宇垣陸相が病氣の故を以て辭職を申出づるや、政府は其留任を強要し、強いて變則なる無任所大臣を設け、陸相事務を管掌せしむる非常手段に出でた。這是明かに官紀官職

の濫用である。斯くの如くにして軍制改革の如きは思ひも由らざることである。

總べて濱口内閣の所謂十大政綱は、大部分民政黨式の賣藥的空宣傳に非らざれば、總べて失敗に終りしものである。只之等の中最もよく國民に徹底せしものは、其緊縮政策と、消費節約の宣傳と、金解禁とである。

中央地方を通じて、濱口首相の財政整理の聲明は、今や全く一片の反古に過ぎざるものとなつた。併し其緊縮政策と消費節約とは、能く一般に徹底せしめられた。過去一ヶ年に於て、現政府は緊縮政策の名の下に、中央地方を通じて約五億萬圓余の道路、鐵道、治水、港灣、河川改浚、産業補助等、凡ゆる生産事業の施設を繰延べた。而して政府の極端なる消費節約の宣傳は、産業經濟發達の源泉を涸竭せしめた。云ふ迄もなく一國産業經濟の發達は、生産と消費と相俟つて初めて其目的を達するものである。消費なくして生産の起るべき途はない。熾なる消費あるに非ざれば、産業は振興せぬ。素より浪費と無駄とは之れを排除せねばならぬ。併しながら、正當なる消費を國



民に對するに非ざれば、國家の産業經濟の發達は期し得られぬ。然るに現政府は私經濟と國家經濟とを混同し、國家の財政を取扱ふに就き、一銀行の整理を行ふ如き經濟觀念を以て之れに膺り、一面に於て緊縮政策を名とし、凡ゆる生産的事業の施設を繰延べ、他面に於て極端なる消費節約を一般國民に要求した。其結果、今や幾多の産業は破壊せられ、輸出入貿易は極度に減退し、經濟界は萎縮沈滞し、金融は硬塞し、財界は不振を招き、商工業は萎縮し、小中商工業者、農漁村民は生活に脅威され、失業者は簇出し、國家國民の慘狀名狀すべからざるものである。而して國民所得は著しく減退し、政府の歳入亦一億五千萬圓余を減じ、政府は豫算編成に悩み、國民舉げて經濟困難を絶叫し、殺人的不景氣と稱へて居る。蓋し、これは濱口内閣の緊縮政策と消費節約宣傳の徹底的實現といふべきであらう。去る二月の總選舉に於て民政黨を支持後援したるものは、此際宜しく回想すべきである。

而して現政府の非募債主義と減債政策とは今や全く破綻に瀕して居る。否、全く破

綻せりといふも過言でない。去る二月の總選舉に際し、民政黨は我國の國債に就き、荒唐無稽の言を弄し、凡ゆる悪宣傳を行ふた。彼等は我國の國債、既に五十八億圓に達して居る。之れは全く政友會の放漫政策の借金である。五十八億の借金といへば、我國民一人當り約九十圓に相當する。我國に生れた嬰兒は氣の毒なるものだ。政友會の放漫政策の結果、生れながらにして九十圓の借金を負はねばならぬといふが如き暴言をも敢へてし、幾多選舉民を惑はしめた。其陋劣なること言語同斷である。國債に政友會の放漫政策の國債など、あるべき筈のものではない。而已ならず、我國の國富は一千餘億圓と計算されて居る。之れに對し五十八億の國債は、諸外國の例に比し、決して過分のものではない。然るに民政黨は非募債主義を誇張する爲めに、五十八億の國債は國家財政の基礎を危険ならしむるものと宣傳し、國民間に一種恐怖心を誘發し、選舉を有利に導かんと企てた。而して濱口首相は國債の總額は、昭和四年度末の現在額より増加せしめざることを期すと聲明した。然るに今や國債は六十億を突破せる



のみならず、非募債主義の聲明に對し、公然公債を發行せざるも、失業救済のために七千萬圓以上の巨額に上る地方債の發行を承認して居る。之れより欺瞞政策の甚しきものはない。

國民の見地よりすれば、國債も地方債も同様な負擔を意味するものである。而して現下に於ける大多數の失業者は、現内閣の誤まれる産業經濟政策の產物であると謂ねばならぬ。國家の誤まれる政策に依て生ぜし失業者は、國家の責任に於て之れを救済するが當然である。然るに政府は其責任を地方官憲に轉嫁し、地方債に依て失業者救済の途を講せんと試みてゐる。斯くの如きは、無責任極まるものである。而已ならず多數の府縣市町村には、其債務の償還に充つべき財源がない。之れに反し、國家には其財源豊富である。只政府の無定見なる非募債主義固執の爲めに、國家の責任に歸する失業者救済を地方官憲に委ね、財源なき地方自治體に、強いて地方債を起さしむることは、總て地方自治團體を危険ならしむものである。之れより國家國民の將來

の爲めに不親切なることはなからう。

既に政府の部内に於ても、失業公債を發行すべしと主張してゐるものがある。民政黨に於ては、先般來頻りに政策の轉換を政府に迫つてゐる。而して之等は、明かに與黨自から政府の政策破綻を承認せるものと謂ねばならぬ。元來政府及其與黨は、所謂其十大政綱なるものに依て、國民多數の支援を得たのである。されば政策破綻の場合には政府は其責を引かねばならぬ。凡そ政黨内閣の責任なるものは、其公約せる政策の實現である。若し其國民に公約せる政策に於て破綻を生じ政策轉換の必要に迫れば、政府は宜しく先づ其罪を天下に謝し引責辭職すべきである。然らざれば政策轉換に先ち、議會を解散して國民の意志に之れを問はねばならぬ。之れが立憲政治の常道である。責任内閣は、國民の承認なく獨りに獨斷的に其政策を轉換し得るものではない。併し、立憲的責任を解せざる濱口首相に之れを望むことは不可能であらう。孰れにせよ、政府は早晩非募債主義を放棄するであらう。又放棄せねばならぬ事に



遭遇するに違ひない。之れより先き、井上蔵相は日本銀行の金利引下げと共に、單名手形の貸出しを聲明した。而して此單名手形貸出しの政策には、非常なる魂膽が含まれてゐるものと解されてゐる。今や幾多の銀行は頗る不安に脅かされてゐる。而して井上蔵相は、或事業家と其關係銀行とを救済する爲めに、興業銀行をして之れに當らしめんと企てた。然るに興業銀行と其職務とに對し、極めて忠實なりし前鈴木總裁は、井上蔵相の政略的要求を峻拒せしとのことである。茲に於て井上蔵相は鈴木總裁の辭職を強要し、結城豊太郎氏をして之れに代らしめた。結城氏は曾て安田銀行を失敗したる人にして、謂はゞ井上蔵相の傀儡に過ぎぬ。斯くして井上蔵相は、單名手形の貸出しを聲明し、興業銀行を利用して或資本家と其關係銀行との不安状態とを彌縫せんと企てたのだ。而して之れは第二の臺灣銀行事件を誘發する惧れあるものと觀測されてゐる。

現政府は、既に述べたる如く、失業者救済に就ては地方官憲に其責任を轉嫁し、之れを傍觀して居る。之れに反し、大資本家救済に就ては、強いて興業銀行の總裁を更迭し、單名手形の融通により、國家負擔の危険をも敢へて冒さんとするが如き方途を講じてゐる。實に奇怪千萬のことである。

#### 五、軍縮促進。金解禁斷行。

海軍軍備縮小問題と金解禁斷行とは、濱口内閣の十大政綱の根幹をなせるものにして、之れは現政府の生命ともいふべきものであつた。而して政府は此十大政綱を遂行した。併しながら、現政府は此十大政策を遂行するに就き、専ら黨略に囚はれ國家百年の大計を慎重考慮せざりしが故に、其結果國家の前途に對し深憂に堪へざるものがある。濱口首相聲明の如く、軍縮は促進された。併し、倫敦條約は我國の屈從に依て成立せしもの、之れが爲めに我海軍國防に一大缺陷を生せしことなることは、最早や争ふ可ざる事實である。最近倫敦條約に基く、補充計畫の大藏省査定案に就き谷口軍令部長は左の如き口吻を洩らしてゐる。「元來海軍は倫敦條約の調印に依て危地に陥り、



再び立つ能はざるに到るやも計られざる事態に遭遇したが、幸ひ軍事參議會が開會せられて、奉答文の奉呈となり、茲に漸く海軍は、蘇生したといつても過言でない。従つて今日此重要な奉答に背くが如きことあつては、海軍は同調當時から倫敦條約調印前後頃に、巻き起された紛糾以上に紛糾を來し、海軍の將來は暗黒たらざるを得ぬことは明かであるから、大藏當局の査定案には事務的折衝を爲すよりも井上蔵相に補充計畫に関する査定案の撤回を求めることにした。」と之れに徴するも倫敦條約に依り、如何に國防上の缺陷を生せしかを推知することが出来る。又誤れる金解禁の結果に就ては今更らうとせぬ。金解禁により、今や我國の産業經濟は殆んど致命傷的打撃を受け、國民舉げて愛人的不景氣を叫んでゐる。されば倫敦條約の締結と金解禁断行の経緯に就ては、章を更めて少しく之れを詳述する必要がある。

### 第三章 倫敦條約締結の經過と其影響

#### 一、倫敦會議の由來

倫敦會議は或意味に於て、華府軍縮會議の繼續の如くに解されて居るが、其動機は決して同一なるものでない。勿論、海軍のみに限る倫敦會議の目標は、華府條約に除外されし一切の補助艦を制限せんとするものであつた。併し之れは露府の軍縮會議に於て再度試られ、失敗に歸せしことである。偶、昨年世界列強間に不戰條約なるものが成立した。而して之れを機會に、不戰條約の主義を國際上具體化すべく、英米等に於て第二の軍縮を計畫されたのである。之れより先き英國首相マクドナルド氏は、態々米國を訪問し、大統領フーヴァー氏と豫備交渉を遂げた。其結果、兩者は米國に於て共同聲明書を発表した。其聲明書には斯く述べてある。「英米の間には最早や戰爭の危険は消滅し、兩國が今後相互の間に宣戰を布告するなど考へ得られぬ事柄となつた。従つて兩國の陸海軍衝突の如きことなど起り得べきことでない。」と。斯くも英米兩國間には完全なる了解が成立し、英國が主催地となり、英米以外他の三大海軍國即ち日



佛、伊を招請し、倫敦會議開催の運びとなつたのである。されば此の會議に於ける英米兩國の意志は、太平洋問題に關聯し、主として日本の海軍を縮小せしむることを目標とせるものと推測せねばならぬ。而して英國は其主催國なるが故に、努めて會議の成功を圖る責任を有してゐた。又米國は内政關係に於て此の會議の成功を絶體的に必要なりとする理由があつた。二年前、大統領フーヴァー氏は非常なる人氣を以て當選した。然るに其當選後フーヴァー氏の施設は尠らず國民を失望せしめた。依つてフーヴァー氏及共和黨は、其人氣恢復策を國際政策に求めたのである。而して之れが即ち倫敦會議開催となつた。されば倫敦會議の成功如何は、フーヴァー氏の政治的生命の死活に關する問題であつた。而して此の情勢を知悉すれば、倫敦會議に於ける我國の地位は極めて有利なるものなりし筈である。然るに政府は最初より其作戰を誤り、若槻全權の如きは會議開催前、我國の眞意を見透かさるべき聲明を英米兩國に於て發表した。

## 二、北支問題の由來

若槻全權が、其出發の途次横濱に於て、また米國通過に際し、米國に於て發表せられし聲明により、犬養總裁は倫敦會議の前途を危惧せられ、第五十七議會の劈頭に於て自から壇上に立ち、濱口首相に質問し斯く述べられた。若槻全權の英米兩國に於て聲明せられし大巡洋艦對米七割が果して我國自衛的國防の最小限度なりや。若し然りとすれば既に其最小限度を發表せる今日、此の主張を貫徹することは容易でない。英米兩國は既に完全なる協調を遂げてゐる。故に若槻全權の聲明せる主張を貫徹せんとすれば、國論の支持後援に俟つより他に途はない。政府は宜しく之れを國民に明示し超黨派的に舉國一致之れに當り、我國防上遺憾なきを期すべきである。而して吾々政友會は國論の一致を促かす爲めに、衆議院に於て、決議案を提出し、政府が誠意を披瀝して之れに膺る用意を有すれば、滿場一致之れを通過せしむべく計畫した。然るに濱口内閣は、専ら黨争に急にして犬養總裁の質問に對してすら、何等明答を與ふることなく、國論一致の支援を受くべき途を講ずるなく、議會を解散した。



義に借款會議に臨むに當り、海軍々令部は軍事參議官會議の議に諮り、我國防計畫の大方針なるものを決定した。其計畫によれば、對米關係に於て、我海軍力に就き、所謂三大原則なるものが定められた。第一、補助艦總括的對米七割即ち大巡洋艦、輕巡洋艦、驅逐艦、潜水艦等總括的七割。第二、八吋砲搭載大巡洋艦對米七割。第三、潜水艦七萬八千噸即ち此の現有勢力の維持。而して軍令部決定の此の三原則は我國防上、絶體必要なる最小限度のものなりと謂はれてゐる。勿論此の海軍力は攻むる爲めのものに非らず、守る爲めに、絶對必要なるものにして、而かも他國を脅威するものに非らず、全く自衛的の國防計畫である。而して國防の最小限度には、一あつて二あるべき筈のものでない。されば我國家の安全を期する爲めには、國民は如何なる犠牲を拂つても、自衛的の最小限度の國防計畫を維持せざる可からざると共に、會議の決裂を賭しても之れは死守せねばならぬものである。

然るに去る三月十五日、若槻全權の本國政府に發送せし所謂最後の請訓案なるものは松平リード兩全權の間に於ける自由討議の結果、成案せられしものにして、謂はゞ一種の米國案なるものである。而して、此の所謂米國案なるものを骨子とするものに依れば、義に軍令部に於て決定せる我國防計畫の三大原則を根本より破壊するものである。

現在我國は八吋砲大巡洋艦十萬八千四百噸を所有してゐる。而して米國は既に完成せる八吋砲大巡洋艦只二隻二萬噸を有するのみである。勿論此外一萬噸級大巡洋艦十隻は目下建造中に屬するが故に、之等を米國の現有勢力に加へ、之れを十三萬噸と計算するも、我現有勢力十萬八千四百噸に比し我對米比率は八割餘に該當する。然るに若槻全權の請訓に係る所謂米國案によれば今後五ヶ年間我國は全く大巡洋艦建造の權利を有せず、之れに反して米國は十三萬噸の現有勢力以外に二隻を完成し、更に千九百三十三年、三十四年、三十五年に一隻宛起工する權利を保有することを規定するが故に、千九百三十六年に至れば、米國は一萬噸級大巡洋艦十八隻十八萬噸を所有すべ



く、我國は依然として十萬八千四百噸の老艦を所有すべく、而して我對米比率は約六割に遞下するのである。そのみではない。潜水艦の我現有勢力は七萬八千噸である。而して潜水艦は、實に我海軍國防の支柱とも云ふべきものにして之れは全然攻撃的の武器に非らず、専ら自衛的武器に過ぎざるものである。且又潜水艦は最も經濟的なるものである。されば目下に於ける軍縮會議の性質に鑑み、潜水艦の如きは強いて制限を要せざるものと謂はねばならぬ。然るに此の米國案に依れば、潜水艦我現有勢力七萬八千噸中、二萬六千噸を廢艦し、潜水艦に就ては日、英、米同一比率にして各五萬二千噸を所有すべく規定されてゐる。而して飛行機、飛行船に就ては、何等の制限を設けられて居らぬ。故に、現在英米に比し、我國の優勢を示す潜水艦は制限せられ英米の有力なる飛行機、飛行船は、結局無制限に定められて居る譯である。之れが若槻全權の請訓案の主なる内容である。従つて此の案に依れば、我國は海軍兵力量に就ては軍縮であるに違ひない。同時に米國の海軍は甚しく其兵力量を増すものなるが故に、

米國に取つては日英の承認を経たる一種の軍備擴張と見られる。

### 三、政府と軍令部との確執

されば海軍や軍事専門家の見地よりすれば、國防の安全を想ひ、容易く若槻全權の請訓案に同意し得らるべき筈はない。倫敦に於ける財部全權すら、容易に之れを納得せざりしと傳へられてゐる。而して濱口首相は、若槻全權の此の最後の請訓案に對し同訓案を決定するに就き、加藤軍令部長の完全なる了解を得ざりしのである。去る四月一日同訓案決定の閣議開會一時半前、濱口首相は加藤軍令部長と岡田參議官を首相官邸に招き、同訓案の草案を示し、軍令部長の承認を求めしも加藤軍令部長は遂に之れに同意を表さざりしと傳へられてゐる。斯くて加藤軍令部長は、其日即ち四月一日午前十時半、宮中に伺候し、帷帷上奏の手續を取つた。蓋し加藤軍令部長は、濱口内閣の同訓案發送前、政府の此の同訓案と曩に若槻全權に與へたる訓令案とに於ける兵力量の差異に就き、國防に關する軍令部の所信を上奏せしものであらう。而して加藤軍令



部長の権限上奏の手續は、濱口首相の同調案上奏の手續以前であつたに拘らず、四月二日に到り、加藤軍令部長の権限上奏は、濱口首相の同調案上奏の後となつた。孰れにせよ、加藤軍令部長は権限上奏の終はりし後、直ちに同調案に對する其所信を天下に發表した。加藤軍令部長は、當時斯く述べられた。米國案を骨子とする兵力量に於ては、國防上缺陷を生じ國防の責任を取る能はずと。斯くて濱口内閣と軍令部との確執は益々深刻となり、遂に統帥權干犯問題の紛議を醸すに至つたのである。

#### 四、統帥權問題

加藤軍令部長の権限上奏と其の聲明書とに依り、軍令部長が米國案を骨子とする若概全權の請調案に同意せざりしことは明かである。而して濱口内閣の同調案なるものは若概全權の請調案を其儘承認せしものなることも疑ない。従つて濱口首相は、其同調案發送に就き、加藤軍令部長の同意を得ざりしにも拘らず、軍令部を無視し、之れを發送せしことも亦争はれざる事實である。而して我帝國憲法第十一條は「天皇ハ陸海

軍ヲ統帥ス」と規定して居る。之れに關聯し、軍令部條令には「軍令部長ハ天皇ニ直ニテ權限ノ權限ヲ委任シ國防用兵ニ關スル計畫ヲ掌ル」と定められて居る。依て之等の規定に基き我國に於ける國防計畫の樹立は天皇の大權に屬し、之れに對する補弼機關は軍令部長なること明白にして二點の疑問がない。されば現行規定の存在する限り、國務大臣は國防計畫に就ては軍令部の同意を経て之れを遂行せねばならぬのだ。従來も國防計畫の決定に就ては斯く取扱はれて居る。現行法規が嚴存する限り、陛下補弼の大任を負ふ國務大臣と雖ども、國防計畫設定に就ては、海軍に關しては軍令部長、陸軍に關しては參謀總長の同意なく、之れを決行することは違法と謂ねばならぬ。然るに濱口首相は、海軍兵力量を定むる倫敦條約の同調案を發送するに就き、軍令部長の完全なる同意を経ずして之れを敢行したのである。統帥權干犯の問題を惹起するは當然である。茲に於てが、第五十八帝國議會に於て、統帥權問題に就き、濱口首相に對し質問の矢が放たれた譯である。濱口首相は倫敦會議に對し、海軍兵力量を決定すべ



き同訓案を發送するにつき憲法の如何なる規定に準據せられしやとの質問に對し、假定の事實や抽象的の憲法論に對しては答辯する限りに非らずと答へ、一切の答辯を回避した。のみならず、憲法論に就ては學者間に於てさへ意見區々なりと述べ、同訓案に對する憲法上の答辯を回避した。然らば、同訓案發送に就き、濱口首相は軍令部長の同意を経しやと詰問されしは、濱口首相は軍部専門家の意嚮を參酌せりと答へた。而して參酌せりとは其同意を経たることなるやと難詰せらるゝとも、同意を経たりとは答へず、只軍部の意嚮を參酌せりと繰返したのみであつた。

云ふ迄もなく、立憲國に於ける國務大臣の政治的行動は、事大小となく凡べて憲法と現存の法規と準據せねばならぬ。之れが法治國の本義である。然るに政治の公明正大を口にする濱口首相は、同訓案措置に關する憲法上の根據に就ては、「抽象的憲法論の解釋は斷じて答辯いたしませぬ」と答へ「議會に對する國防の責任は飽まで政府が負ひます」といふが如き遁辭を弄し、詭辯を用ひて一時を彌縫した。而して其怯懦

陋劣なる態度は國務大臣中未だ曾て其類例を見ざりし所である。凡そ國務大臣は獨り國防のみならず一切の政治に對し議會に責任を負ふは當然である。濱口首相の答辯を要するまでもない。蓋し立憲國の首相にして其補弼の責任に關し、憲法上の根據に就き明答を回避せし首相は、凡ゆる立憲國中、濱口首相以外其人無かるべしといふも敢へて過言でなからう。苟くも大政變理の任に膺る國務大臣にして其政治的行動につき憲法上の根據を質され、之れを明示せざるほど、非立憲的にして而かも議會無視の行動はない。

現存せる法令は之れを嚴守せねばならぬ。之れが立憲政治の本義である。されば濱口内閣の軍令部を無視せる行動は、立憲國の國務大臣として許す可からざることである。若し、國政變理國務遂行上支障を招く法令ありとすれば、政府は宜しく之れを更むべきである。之れを更め難しとすれば運用上其圓滿を圖らねばならぬ。現存せる法規の無視は、憲法政治の破壊である。而して議會中心主義を唱ふる濱口首相は、敢へ



て之れを犯したのである。而已ならず、濱口首相は此の非違を蔽はんが爲めに議會に於ては凡ゆる遁辭を用ひ、詭辯を弄し、憲法の解釋を忌避し、與黨の多數を恃みて、議會を無視し、國民を欺瞞するが如き行動を取へてした。

### 五、政府と樞密院

現在議會に於ては民政黨が絶體多數を占めてゐる。夫れ故に、其支持により、政府は議會に於ては、憲法上重大なる質問に對しても其答辯を忌避し、横車を押して之れを通過することが出来た。併しながら樞密院は之れと性質を異にするものなるが故に倫敦條約に就き政府に取つて之れは一大難關であつた。

倫敦條約が樞密院に諮問せらるゝや、一部の世論は統帥權干犯問題に依て政局は危機に到達するものと豫想して居つた。又或者は補充計畫と國民負擔軽減の問題に就き政府は樞密院の追及に依て危險に陥るものと想像して居つた。孰れにせよ、樞密院に於ては倫敦條約に就き一大波瀾を生ずるものと一般に豫期して居つた。然るに事實は

之れに反し樞密院の審議は龍頭蛇尾に畢つた。而して幾多の新聞雑誌は、政府が頗る強硬なりしが故に、遂に頑迷なる樞密院を屈服せしめ、凱歌を奏せしものゝ如く報導した。或新聞雑誌の如きは、政府と樞密院の關係を國技館の角力でも批評するが如く之れを評し、政府は樞密院を背負投げでもしたるが如くに歡聲を擧げて政府を賞讃した。近來、樞密院は恰も法制局の如き行動を取てし屢々國民の反感を招いて居る。其結果、初め波瀾を豫想されし倫敦條約の審議が、樞密院の脱兎の如き態度に依て終了せられしにより、思慮なき世人は、之れを濱口内閣の大勝利と考へたのである。併し政府と樞密院との關係は、勝敗を以て律せられべきものではない。苟しくも樞密院は陛下の諮問機關である。而して我國に於ては、之れが國際條約の批准に當り、慎重審議下の諮問機關である。如何なる立憲國に於ても、檢討し、其最後の可否を決定すべき唯一無二の機關である。如何なる立憲國に於ても、政府の調印せる條約を其儘批准する國はない。英國に於ては政府の調印せる條約の内容を、英國議會と、英帝國議會と、愛蘭議會とに於て、陛下の御批准前、慎重審議檢討



する。また米國に於ては政府の調印せる條約に就き、其批准の能否を決定するものは米國上院である。佛國に於ても政府の調印せる條約を議會に於て慎重審議する。政府の調印せる條約を第二の機關に依て慎重審議することなく、批准するが如き國は、世界何處に於ても其例はない。國內法なれば、誤りある場合、次の議會に於て之れを是正することが出来る。併し、國際條約は一たび之れを締結すれば一定の期間中は、相手國の承認を経ざれば如何に不利なる條件が存在するとも之れを訂正すべき途はない。故に如何なる立憲國に於ても政府の調印せる條約を第二の機關に於て慎重審議検討せしめ、然る後其批准の能否を決するのである。我帝國憲法により、帝國議會は條約の内容を慎重審議する權能を與へられて居らぬ。我國に於て政府の調印せる條約を其内容に立ち入つて慎重審議し得る權能を有するは、獨り樞密院あるのみである。されば樞密院の此の權能は、我國國際條約締結上最も重要な權能である。而して樞密院は國家の爲め條約の内容審議に就ては、極めて嚴密に之れを行ふべきである。毀譽

褒貶の如きは敢へて考慮すべきでない。條約の慎重審議は樞密院の職責であつて、之れを怠つてはならぬ。然るに世人動もすれば、樞密院の此の重要な職責を理解せず、樞密院が條約の内容を慎重審議し、嚴密に之れを検討することを非難するが、國家を想はざる又立憲政治を理解せざるの甚しきものである。素より樞密院が法制局の如く、枝葉末節に就き、政府を煩はすことは宜しくない。彼の不戰條約に於ける「人民ノ名ニ於テ」の字句に就き、樞密院が政府を苦しめしが如きことは、常規を逸せしの觀がある。併し倫敦條約に關して、其重大なる内容の補充計畫及國民負擔の輕減に就き嚴重に検討せんとせしは、樞密院當然の職責である。而して政府が之等に関し誠意を披瀝して具體的に其内容を明示せざりしは、決して責任を重する所以でない。然るに新聞雜誌が政府と樞密院との此の關係を、恰も角力の勝敗の如くに論ずるは、我憲政の爲め悲しむべき事である。寧ろ樞密院が倫敦條約に就き最後まで慎重審議を盡さざりしことを責むべきである。



若し濱口首相が倫敦條約に關し、凡べての質問に對し議會に於けると同一なる答辯を以て樞密院に當り、其審議を完了せしとすれば、彼は對し一言の辯辭を呈してもよい。彼は果して之れを爲せしか。彼は回調案の措置と軍令部との關係に對する憲法問題に就き、議會に於ては徹頭徹尾詭辯を弄して明答を回避した。然るに樞密院に於ては此の同一事項に關し、憲法第十一條と軍令部條令との關係を承認し、而かも兵力量を決定する回調案發送に就ては、當然軍令部長の同意を経べきものと信ずると答へてゐる。而して樞密院に於て、然らば濱口首相は回調案發送に先ち、加藤軍令部長の同意を経しやと詰問されしに就き、彼は回調案の草案を加藤軍令部長に示し、其同意を求めたる際、軍令部長は黙つて居つたが故に、暗黙の間に、加藤軍令部長は消極的に同意せしものと信じます、といふが如き答辯をして居る。彼は議會に於ては、軍部の意見を參酌したと答へ、如何に難詰されても「參酌」を繰返したのみにして決して軍令部長が同意せりとは云はなんだ。然るに樞密院に於ては、議會に於けると同一なる答辯を以てすれば、直ちに統帥權干犯の問題を惹起し、引責辭職せねばならぬ破目に陥るが故に、軍令部長は暗黙の間に消極的に同意したと信ずると云ふが如き答辯をなし一時を彌縫したのである。

若し濱口首相の樞密院に於ける答辯が回調案發送當時に於ける事實を語るものであるとすれば、彼の議會に於ける答辯は虚偽であつて、彼は議會を瞞著し、國民を欺瞞せる責任を免るゝことは出来ぬ。若し又、彼の議會に於ける説明が其真相を述ぶるものであるとすれば、彼の樞密院に於ける答辯は偽りであつて、彼は陛下の最高諮問機關なる樞密院を欺罔瞞著せるものと謂ねばならぬ。孰れにせよ、彼が議會と樞密院とに於て、二様の答辯をなし、二枚舌を使つて天下を瞞著せしことは、最早や蔽ふべからざる事實である。其心事の陋劣なる驚くの外なく、彼は一國の宰相たる資格なきものである。而かも之れが政治の公明を説くに到つては許す可からざることである。

## 六、軍縮と國民負擔の軽減



倫敦會議は不戰條約の精神に則り、海軍々備の縮小を協定し、國際平和と國民負擔の輕減とに資するものなりと唱へられて居つた。而して現政府は倫敦會議が成功せりと主張してゐる。我國が米國の主張に屈從せるにせよ、倫敦條約の成立せしことは事實である。併し、之れに依て國際平和が確保され、我國民の負擔の輕減が、果して如何なる程度に實現し得らるるか、之れは猶疑問である。倫敦條約により我國防上に一大缺陷を生ぜしことは事實である。従て我國家の安全を期する爲めには、此の缺陷を或程度に補充せねばならぬ。若し潜水艦二萬六千噸を廢棄すべき缺陷を、航空機を以て之れを補ふ程度に補充するとすれば莫大なる經費を要し、倫敦條約に依て節約し得る經費の數倍を要するとは、軍事専門家の意見である。されば或意味に於て、倫敦條約は我國に取つては、兵力量に就き軍縮なるも經費に就ては軍擴なりと主張される所以である。假令或程度の補充計畫に止むるにせよ、相當なる經費を要すべく、従つて如何なる程度に於て國民負擔の輕減が行はるゝものなるか、未だ之れは判明せぬ。樞密

院は如何なる程度に補充計畫が實行せられ、幾許の國民負擔が輕減せらるべきかを確めんと試みた。併し之れは樞密院の龍頭蛇尾に依て不明に終つた。

最近新聞の傳ふる所に依れば、倫敦條約に依りて軍費の節約し得らるべきもの約五億八百萬圓と稱へられてゐる。而して補充計畫を完全にすれば全部之れを消費するも、猶不足なりといはれてゐる。さうなれば國民負擔の輕減は出來ぬ。而して國民負擔の輕減が行はれぬとすれば、政府が強いて倫敦條約を締結せる理由は全部消滅する。従つて政府の責任問題が起る。如何に厚顔無恥なる濱口首相と雖も、之れを彌縫することは出來ぬ。夫れ故に、彼は如何なる非常手段を講じても、或程度まで海軍の補充計畫を犠牲に供し、申譯的に國民負擔輕減の途を樹てるに違ひない。最近大藏省の發表せる豫算査定案なるものに依れば、前記五億八百萬圓中約三億六千萬圓を補充計畫に充て、一億五千萬圓を國民負擔輕減に割當つるべき方針なりと傳へられて居る。縦しや、此の大藏省の査定方針が實現さるゝとしても、一億五千萬圓の減税は五ヶ年間に



分布されべきものなるが故に一ヶ年に割當て極めて小額の減税なりと謂はねばならぬ。政府の表明する所によるも、之れにより財政の都合上明年度の割當て額は僅か一千萬圓なりと唱へられてある。併しながら之れは大蔵省の査定を基礎とするもので、海軍の同意を與へたるものでない。海軍の主張によれば、極めて切詰めたる補充計畫を實行するとしても、五億圓内外の經費を要すると謂はれて居る。而して之れでも満足なる補充計畫ならざることとは明かである。従つて海軍の主張の如く極度に制限せる補充計畫を實行するとするも、國民負擔の軽減は單に政府の面目上に関する程度に終はることは論を俟たぬ。されば倫敦條約に関する國民負擔の軽減も、結局實質整はざる民政黨の空宣傳に終るものであらう。若し強いて名目丈けのものなるにせよ、減税を斷行するとすれば、國防の補充計畫は必ずや不完全なるものなるが故に、五ヶ年の倫敦條約期限満了後、再び我國の國防計畫を完成し國家の安全を期するとすれば、其期に於て國防充實に關し多額の増税を行はねばならぬ情勢に立ち至るものと豫想せねばな

らぬ。之れを恐れて、濱口首相は樞密院に於て、補充計畫と減税問題の具體案を提示する事を拒否せしものであらう。

倫敦條約は不戰條約の精神に添はざるものなることは言を要せぬ。今日米國ほど有力なる國家はない。従つて例令有力なる海軍を有せずとも、米國の防備に就ては絶對安全である。米國が不戰條約の精神を具體化する意志ありとすれば、米國海軍の現有勢力を擴張する必要はない。然るに倫敦條約により、來る五ヶ年間に米國は十數隻の大巡洋艦を建造すると共に、我國の攻撃力なき潜水艦さへも減縮せしめたのである。以て米國の心事を理解することが出来る。従つて倫敦條約が國際平和を増進するものなどとは考へられぬ。倫敦條約に關する國際平和増進の宣傳は、念佛に等しきものであらう。

吾々は世界の平和を希望することに就ては決して人後に落ちざるものである。のみならず、公平なる國際間の軍縮であるならば、何人がそれを實現するとも、雙手を舉



げて賛意を表するに吝ならざるものである。世人動もすれば、民政黨の悪宣傳に迷ふれ、吾々は軍縮に反対を表するものなるが如くに誤解して居るが、之れは吾々を誣めるものである。戦争ほど惨酷なものはない。吾々は平和の熱望者である。併し現今に於て軍備を絶滅することは出来ぬ。而して軍備を備へての平和は、只國際間に於ける軍備の均衡のみによつて維持され得るものなることを知らねばならぬ。國防に缺陷あれば世界の平和は紊される。吾々は平和を熱望するが故に、倫敦條約の缺陷を指摘して國民の考慮に訴ふるのである。

### 七、倫敦會議と對支對米關係

倫敦會議開催に就き、英米兩國に於ては完全なる豫備交渉を遂げられた。而して既に述べたる如く、米國の大統領フーヴァー氏と英國の首相マクドナルド氏とは、兩國間には最早や戦争の恐れ無しとの共同聲明を發表した。されば將來の英、米の海軍、特に米國の海軍は日本を目標とするものなりと謂ねばならぬ。今や米國は世界無比の富力

と無限の物資と、偉大なる工業製産力とを有する國家にして向ふ所敵なき状態である。加之、米國は大陸國にして、太平洋に於ける其海洋の領土は布哇と比律賓とガム島あるのみ。従つて米國の國防計畫が、専ら自衛的のものなりとせば、大海軍保持の必要なきのみならず、我自衛的の海軍を米國の七割以下に減縮せしめねばならぬ理由はない。然るに米國は何故に専ら自衛的の我國防に就き、其大巡洋艦兵力量を對米七割以下にするのか、また防禦以外に使用し能はざる我潜水艦現有勢力七萬八千噸を五萬二千噸に減少せしめんとするのか、吾々は其理由を發見するに苦しむものである。米國の海軍は何としても自衛的のものに非らず、攻撃的のものなりと論斷せねばならぬ。米國海軍當局は、米國の海軍はモンロー主義の維持と、支那の門戶開放とに備ふるものなりと公言してゐる。然るに世界の現状、米國をしてモンロー主義の維持に不安を感せしむる何物も存在して居らぬ。故に米國の偉大なる海軍は、支那及極東に備ふるものと謂はねばならぬ。



其存立を完ふし能はざる國である。支那に於ては内亂紛争の絶えたることはない。近來支那は、内を整へず、外に對しては其義務を果さず、國內の安寧秩序すら維持し能はざるに、専ら國權の回收に没頭して居る。而して過去數年來、支那の外交は常に米國に依頼して、日英に事を構ふるが如き情勢である。從來米國ほど對支外交に於て、世界列強と其歩調を紊せしものはない。米國の對支外交ほど、支那の紛争を誘發したるものなしといふも決して過言でない。されば我國は倫敦會議に臨むに當り、須らく米國の極東政策を研究し、之れを基調として我國の自衛的國防兵力量の維持を主張すべきであつた。然るに幣原外相の聲明に據すれば、倫敦會議に於ては、英米に對し、何等國策上の了解を求むべき議論の行はれざりしことは事實である。

凡そ相對的國防は、相對國の國策に依て決定されねばならぬものである。英米兩國は倫敦會議開催に先ち、國策上の協調を遂げ、兩國の關係、其將來總體平和なりとの

共同聲明を發表し、初めて倫敦會議に臨むに至つたのである。而して米國は倫敦會議に於て、我國に對しては、自衛的國防力の減殺を要求し、米國自身は攻撃的海軍力の保有を固執した。されば米國の海軍は、將來極東に對しては一種の壓迫であり、又脅威であることは争ふ可ざることである。従つて我對支外交の將來は、之れに依り一層困難に逢着するものと判断せねばならぬ。されば倫敦條約は世界の平和に貢獻するに非らずして、寧ろ却つて極東の平和を脅威する導火線たる恐れあるものと解釋するも決して不條理ではない。吾々は之れを憂ふるものである。吾々は我國の安全と、極東の平和とを熱望するものなるが故に、倫敦條約に就き嚴正なる批判を試みるのである。

#### 第四章 金解禁と其影響

一、金解禁の意義



金解禁は濱口内閣の一枚看板であつた。政府が極端なる緊縮政策を實行せしも亦消費節約を宣傳力説せしも、凡べて金解禁に資する爲なりしは疑ない。而して吾々は金解禁に反對せしものではない。夙に吾々は金解禁の必要を論じて居た。我國は金貨本位の國である。金貨本位の國が、金の輸出を禁止して居ることは素より變則である。従つて金解禁は早晩實行せねばならぬものであつた。只、吾々の主張はかうであつた。金解禁といふが如きことは、極めて慎重なる措置を要する。之れは貨幣に関する問題である。而して現今の經濟組織に於ては、貨幣ほど重要なものはない。貨幣は凡べての經濟運用の血脈である。貨幣に依て凡べての商取引は行はれ、貨幣に依て財産は評價され、貨幣に依て勞働賃銀も支拂はれ、納税の義務も果されて居るのである。而して金解禁は直ちに貨幣價值に相違を生ずることなるが故に、其影響を考慮すれば、輕々に取扱はれべきこととでなく、注意に注意を重ねて、之れに當らねばならぬといふのが吾々の主張であつた。而して金解禁の如きは、純粹なる經濟問題であつて、經濟

的に之れを處理すべきもの、決して政略的に取扱ふべきものではない。何人が其掌に當るにせよ、之れを政略化してはならぬ問題である。

濱口内閣成立當時、即ち昨年七月頃、我對米爲替相場は四十四弗見當であつた。而して金解禁を斷行すれば、其當時と雖も其日より對米爲替相場は四十九弗八分の二三に一躍することは疑ない。さうなれば、我國の貨幣價值は、約一割三分高騰し、貨幣價值は非常に變化する。従て經濟界に及ぼす其影響の甚大なることは云ふ迄もない。而して之れには非常なる危険が隨伴する。依て吾々は金解禁を行ふに就ては、周到なる準備を備へ、先づ爲替相場の回復を期し、爲替相場が自然に平準に歸したる時期を待つて、其實現を圖るべきであると主張したのである。

爲替相場を回復せしむるには、國際貸借の均衡を圖らねばならぬ。之れには我國の外國よりの受取勘定を増加せしむる途を講ずる必要がある。凡そ外國より受取勘定を増加すべき途は、五種類である。第一には、輸入貿易の減小を圖り、輸出貿易の増進



を企つること。第二には、海運事業を振興せしめ、海外よりの所得を増加すること。第三には、海外移植民を奨励し、之れに依て増收を圖ること。第四には、外國人の渡來を一層誘致し、之れに依る收得を増進すること。第五には、海外の投資若しくは放資の増收を圖ること。されば、金解禁以前に於て、凡ゆる方途を講じ、之等の手段に依て、我國國際貸借の改善を促がし、爲替相場の回復を待ち、徐々金解禁を行ふべきである。若し自然的爲替の回復を待たずして金解禁を斷行せんとすれば、平價を切下げ新幣貨に依りて之れを行ふべきである。之れより金解禁の悪影響なくして金解禁を行ふべき途はない。

吾々は濱口内閣の如く政略的に金解禁を斷行することは、總て我國の産業を破壊し我經濟界を破綻せしむる惧れあると主張した。井上廉相と雖も、心から金解禁即行を安全なりと思惟して居つたものとは思はれぬ。井上準之助氏は昨年五月廿六日信州岡谷に於て、一場の講演を爲し、斯くいふて居つた。「日本の現状に於て、金解禁を斷行

することは、恰も肺病患者にマラソン競争を爲さしむるが如きである。其目的地點に到達する以前に於て、絶息するであらう。」と、之れが井上廉相の真意であつたに違ひない。然るに井上氏が昨年七月、濱口内閣成立するや、入つて廉相の職に任じ忽ち其主張を豹變し、濱口首相に隨從し、金解禁斷行を聲明した。其不誠實にして信念なき推して知る可きである。

## 二、金解禁斷行

濱口首相は、最初より金解禁を専ら政略的に用ひんと企てた。組閣早々彼は金解禁斷行を聲明し、一般國民の金解禁に對する無理解なるに乗じ、之れを選舉に用ひんと圖り、昨年十一月、本年一月十一日に到り金解禁を斷行すべきことを公布し、第五十七議會を其劈頭に於て解散した。而して金解禁を斷行すれば、經濟界は建直され、一陽來復、産業は振興し、國民生活は安定すべしと主張し、之れを宣傳力説した。吾々は政府の無準備なる而かも其政略的なる金解禁の結果を憂慮し、之れに依て我國は經



濟上前代未聞の恐慌に襲はるべき惧れあるを説いた。然るに大多數の國民は巧妙なる民政黨の宣傳に惑ひ、之れを支持後援した。

而して政府の金解禁に對する準備政策は、輸出貿易の増進を圖りしに非らず、海運事業の獎勵を爲せしに非らず、移植民の増加を獎勵せしに非らず、外人渡來の誘致を講せしに非らず、又其對支政策に依て我海外投資の増收を企てしに非らずして、極端なる緊縮政策の實行と、消費節約の宣傳と、正價買入れの方策とのみであつた。政府は金解禁に先ち、大藏省預金部の資金一億五千二百萬圓と、一般會計に屬する資金六千四百萬圓を流用し、合計二億一千六百萬圓の正金を紐育に於て買入れ、之れを在外正貨準備資金となし、政府の在外正貨三億圓を突破せるにより、國際貸借は改善せられ、我財政の基礎極めて強固なれば、金解禁を斷行するも、更に憂慮の必要なしと豪語した。併し政府の三億圓に上る在外正貨は決して其基礎強固なるものではなかつた。政府の充實し得たりと稱する在外正貨は、國際貸借の改善によりて生せしものに

非らず、又自然的に蓄積せられたるものにも非らず、只現政府が正金銀行の手を経て損失を一手に引受け、爲替思惑に對し、國民の負擔に於て、圓貨を以て外貨を買ひ不自然に積み上げたる在外正貨であつた。之れが金解禁の合理的準備たり得る理由は無い。之れは政府の一時の彌縫策に過ぎぬものであつた。政府は只、政略的に總選舉前金解禁を斷行せんと企てしが故に、金解禁直後の急激なる正貨流出を豫防せんとし在外正貨買入れに依て一時を湖塗せんと計つたのである。されば現政府は全く無準備にして無法なる金解禁を斷行したのであると云はねばならぬ。而して若し一般の我國民が、ヨリ多くの經濟知識を有し、政府が人爲的に六ヶ月間に貨幣價值一割三分の變動を招くが如き政略的金解禁を斷行すべきことを知り、其結果を憂慮せしとすれば、一舉にして濱口内閣を倒壊せしに違ない。而して歐米諸國の國民なれば、斯る無謀なる政府の存在は、一刻も之れを承認せぬであらう。然るに金解禁を理解せざりし我國民は、却つて之れを支持支援したのである。



三、金解禁後の正貨状態

金解禁後、我國が非常なる不況を呈しつつあることは今更いふまでもない。政府は金解禁前、我國の在外正貨は三億を突破し、充實せられたるが故に其基礎強固なりと豪語した。當時在外正貨は三億、加之、日本銀行の保有せる國內正貨十億八千餘萬圓であつた。然るに金解禁後、十ヶ月を経ずして三億圓の在外正貨は消滅せしのみならず去る十月廿八日正金銀行の發表せる所によれば、金解禁後に於ける正貨現送高は累計三億二百八十萬圓に達せりとのことである。而して現在日本銀行の保有する正貨も總額八億三千四百四十九萬二千圓に減少した。之れに依て觀れば、金解禁により、我國は過去十ヶ月間に於て、約五億五千萬圓の正貨を失ふたのである。而して金解禁前に於ける我在外正貨の基礎強固なりとの豪語は、全く政府の國民を欺瞞せんとする一片の宣傳に過ぎざるものなりしことは明瞭となつた。

正貨の流出に準じて兌換券即ち通貨の縮小せらるゝは當然である。濱口内閣成立當

時、我國の通貨は十四億圓内外であつた。而して最近日本銀行の發表する所に依れば、現在我國の通貨は十億八千餘萬圓である。而して勿論通貨は正貨の流出せしと同一額に縮小されて居らぬ。之れは近來日本銀行に於ては制限外の兌換券を増發して居るからだ。十月末の日本銀行の發表によれば、兌換券制限外の發行一億二千六百七十萬五千圓と算せられて居る。而して斯く制限外兌換券の發行あるにも拘らず、既に通貨も三億圓以上縮小されて居る。而して之れのみにも我經濟界の萎縮は免れ得ざることである。

四、金解禁と不景氣

濱口内閣は、組閣當時我國の經濟不況は、政友會の放漫政策に由るものである。金解禁を斷行すれば、經濟界は建直され、景氣は回復すると主張した。然るに今や前代未聞の不景氣に際會し、彼等は此の不景氣は世界的不景氣に由るものであると辯明して居る。民政黨は實に宣傳に巧妙なる政黨である。二月の總選舉に於て、民政黨は、世



界的不景氣に就て一言半句も言及しなかつた。彼等は金解禁と、緊縮政策と、消費節約とを經濟界に於ける萬能膏の如く主張した。然るに今や國民間に於ける不景氣の悲鳴を聞き、現内閣の責任に非らず、世界的のものなりと主張し、其責任を海外に轉嫁して居る。其心事は陋劣なれども責任逃れと、宣傳とは實に功妙である。多數の我國民を瀕死の状態に陥れしものは、世界的不景氣なりと謂へば何處からも抗議の來ようはない責任轉嫁には之れより巧なることはない。

歐洲戰爭以來、世界的不景氣なることは事實である。數年來英國は不景氣だ。之れは舊平價に依る金解禁の打撃を未だ回復せざる爲めである。米國は昨年後半期以來、不景氣である。夫れには二つの理由がある。一つは大統領フーヴァー就任常時、フーヴァーが實業家出身なりといふ理由に依て煽動的の大景氣であつた。其反動が生じたのである。また二つには、昨年小麦、綿花等非常に豊作であつた。而して農産物の過剩が意外の不景氣を招いた。米國は凡べての生産、凡べての物資に恵まれてゐる國であ

る。故に、生産過剩は不景氣を招来する。而して英米の不景氣は幾分我國にも影響してゐる。又支那の政情、不安定も多少我國に影響する。併し歐米の中心に存在する佛國は現在好景氣である。世界的不景氣の爲めに慘狀に陥るなら、佛國は我國より一層其影響を擧げねばならぬ。されば我國の此の殺人的不景氣が世界的不景氣に因由するものとは思はれぬ。若し民政黨の云ふが如く、我國目下の經濟的慘狀が世界的不景氣に歸するものなりとすれば、我國に政府の必要はない。我國民生活は、世界の經濟的浮沈に依て左右されて居ればよい。元來、世界的不景氣の影響をも、少からしむるが政治家の任務である。國民の經濟的慘狀を眺め、之れは世界的不景氣に由るものなれば隱忍せざる可からずといふ政治家ありとすれば、這は、無責任極まるものと謂ねばならぬ。而して斯る政治家を生存せしむる意義なきものである。

我國も世界の一國である以上、經濟上にも幾分國際的影響を受くることは否定出來ぬ。併し、吾々は目下の不景氣を斯く考案して居る。之れは大體の數字であるが、金



解禁に依て我國は既に五億圓以上の正貨を失ふた、三億圓以上通貨は縮小された。現政府の緊縮政策に依り、昨年来中央地方を通じて、五億圓の生産的事業は繰延べ中止された。生絲及繭價の下落により、本年度の收購額壹億貫と見積り養蠶家の所得四億圓の減收を招いた。又米價の下落に依り、本年度の産米高六千七百萬石とすれば、一石十圓の値下りとして農家の所得六億七千萬圓の減收と計算される。其他果實、雜穀に對する減收二億圓に達するであらう。さすれば、昨年来我農村民の所得のみにても十二億七千萬圓減額して居るのである。加之、三億以上の通貨は縮小されてゐる。而して五億の生産事業繰延べは、主として土木事業なるが故に、其大半は勞働者の所得に歸するものである。而已ならず事業繰延べによる商工業者の損失も尠くあるまい。元來勞働者や農村民の所得は、主に流用されるべき金である。故に彼等の収入二十億圓を減じたとすれば、之れが轉々國內に運轉流用される場合、百億圓以上の流通減を見るに違ひない。之れが深刻なる不景氣を醸さぬ理由はない。之れをも民政黨は世界的不

景氣に由るものであると強辯するであらうか。

凡べての事情を度外視し、單に金解禁の直接影響のみに就いて考慮するも、昨年七月に比し、貨幣價值は人爲的に一割三分高められた。されば動産不動産を問はず、我國民の所有する凡べてのものは、俄かに一割三分の價值を減じられたのである。従つて之れのみ就て云ふも、我國民の財産は濱口内閣の爲めに、凡べて一割三分減少せしめられたのである。正金を所有して居るものは一割三分だけ其財産を増したかも知れぬ。又債權者は完全に支拂ひを受くる事が出来るとすれば、一割三分の所得を増すことになる。併し之れに反し、債務者は一割三分の損失を招いたと同様である。納税に就ては、物納ならざるが故に、一割三分の増税を強ひられたと同様である。土地も、家屋も、有價證券も、其他の不動産も凡べて一割三分の減少である。之れで一般の國民が儲ますに居られよう筈はない。而して之れは單に貨幣價值の相違に就ての見積りである。併し、事實は斯様に簡單ではない。實際一割三分位の損失ではない。



國民全体の資産は、濱口内閣の政策により昨年七月以前に比し、少くも三四割減少されてゐる。國民全部の資産壹千三百億圓とすれば、實に三百九十億圓の損失である。財政經濟のパロメーターと稱へらるゝ株式市場に就て一般の値下りを考案すれば、四五割の下落である。参考の爲めに主要株式相場の比較表を左に掲ぐ。

### 東株長期相場比較表

銘柄	五年六月		五年一月		四年六月	
	安値	會	下落率	高値	下落率	
日本郵船	三一、〇	五六、一	四四、七	六四、一	五一、六	
東洋紡績	一一五、六	二二四、二	四八、四	二六一、〇	五五、七	
東洋製糖	一〇一、三	一七八、〇	四三、一	一八八、五	四六、三	
日本製糖	三七、八	五七、五	三四、三	七二、〇	四七、五	
日清製糖	六三、六	九〇、二	二九、四	一〇〇、五	三六、八	
王子製紙	六八、八	九七、六	二九、五	一〇八、〇	三六、三	
日本製紙	六九、七	一〇〇、〇	三〇、三	一一五、五	三九、七	
東京株式	九七、四	一一七、九	一七、四	一四〇、九	三〇、九	

單り全國農村民の所得が十數億圓減額されたのみではない。國民の財産は凡べて三四割以上減少された。而して商工業者の状態も亦同様である。商人は其所有物貨の値下りに依て、孰れも莫大なる損失を蒙つたに違ひない。又商業不振により著しく其所得を減せしものと思はれる。中小商業者にして、今日、日常の利益により一家の生活を支持し得るものは少數であると謂はれてゐる。多數の商人は過去の蓄積に依て漸く一家の生計を維持するか、賣喰ひするか、然らざれば、問屋を喰ひつゝあると謂はれてゐる。而して其影響が卸商人に及ぼすことは云ふ迄もない。製造工業者の窮狀は一層深刻と思はれる。國民所得の減收より來る消費減と消費節約の宣傳に基く消費の減退により、製造工業者の打撃は尋常一様のものでない。極度に消費が減少し、製造工業の振興すべき理由はない。全國を通じ、破産するもの、工場閉鎖を爲すもの、若しくは事業を縮少するもの等、到る所數ふ可からざる状態である。従つて失業者は簇出する。政府は全國の失業者を三十七八萬と計算して居るが、失業者は恐らく百萬を突破



するであらう。政府は軍に従来一定の職業を有せしものが之れを失ひたる場合にのみ之れを失業者と計算し居るのみならず、歸農者を失業者統計より除外して居るけれども、我國の現状に照し、歸農者は殆んど全部失業者である。のみならず、働くべき意志と能力とを有し、職なきものは凡べて失業者である。之れを失業者中に加ふれば、其數恐らく二百萬を超えるであらう。而して經濟上の不振と共に目下失業者は簇出増加してゐる。此の慘状をも、民政黨は、世界的不景氣に籍口し、傍觀せんとする勇氣があるであらうか。

若し我國の不景氣が、米國の夫れの如く生産過剩に由るものとすれば、金解禁の結果、其輸出貿易は振興せねばならぬ筈である。然るに國內に於ける商業の不振と同様に、海外貿易も著して減退して居る。元來我國は物資不足の國である。我國經濟界の發展を圖らんとすれば、大に其産業發達の途を講せねばならぬ。然るに現政府の誤まれる金解禁と、緊縮政策と、清魯條約宣傳により我國の産業は、殆んど破壊された。

故に金解禁により我國の物價は下落し、爲替は高騰せしにも拘らず、海外貿易は更に進展せざるのみならず、非常に萎縮した。統計に依て之れを示せば左の如くである。

漢口内閣成立後と其の前一年の貿易關係

年ヶ一前	昭和三年下半年期		昭和四年上半年期	
	輸	入	輸	入
計	一、〇二八、六四九	一、〇一六、八八一	一、〇一六、九五二	一、二九九、三五七
漢口内閣成立後	一、〇一六、八八一	二、〇四五、五三〇	一、〇一六、九五二	二、三一六、三〇九
前一年	一、一〇五、四五五	八九二、八〇二	七三二、二二九	九五五、七九九
増減	減 (△減)	増 (△増)	増 (△増)	減 (△減)
計	一、九九八、二五七	一、六八八、〇二八	一、六八八、〇二八	一、六八八、〇二八



成立後	
輸	入
計	計
七六、八〇六	△二八四、七二三
△一二四、〇七九	△三四三、五五八
△四七、二七三	△六二八、二八一

五、金解禁と養蠶業

米穀を除き、我國民の最も重要な産業は、何と云ふても養蠶製絲である。而して生絲及絹織物は我國輸出貿易の大宗である。我國は生絲及絹織物の輸出に依て、辛ふじて輸出入貿易の均衡を維持してゐる。昭和四年度に於ける我輸出貿易總額二十一億四千八百萬圓中、七億八千一百萬圓は生絲にして、一億四千九百萬圓は絹織物である。依つて以て生絲及絹織物が如何に我國産中重要なものかを知ることが出来る。而して生絲及絹織物は主として貿易品なるが故に、之等に對する金解禁の影響も、他の國産に比し一層顯著なりと考へねばならぬ。

二月の總選挙に際し、吾々は「景氣が不景氣か」といふ標語を掲げ國民の判断を求め

た。さうして吾々は當時斯くいふた。漢口内閣の金解禁政策が漸次徹底すれば、深刻なる不景氣を發生する。現政府の下に於て、本年度の商價は恐らく一貫目三圓臺であらう。二貫目三圓の商を賣つてもよいと思ふものは、民政黨に投票するがよい。之れでは農家が行き立たぬと思ふものは、政友會に投票すべきである。而して吾々が斯う云ふには確乎たる根據があつた。現政府は組閣以來、今春早々金解禁を斷行すべきことを仄めかして居つた。夫れ故に、米國の機業家は昨年相當の見越輸入を爲した。従つて金解禁後爲替は一躍高騰するから本年度の生絲は幾分買控へらるに違ひない。さうなれば値段は相當下落するのが當然だ。又金解禁による爲替の値上りのみに依るも、生絲輸出に可成の打撃を與ふるものと想定すべきであつた。之れに加ふるに、金解禁により國內に深刻なる不景氣は襲來する。其結果、金融の硬塞されるのは當然である。従つて購買入れの資金は不足する。之れ丈けでも商價は下落すると判断すべきであつた。殊に近年製糸家は概して疲弊してゐる。財界が不振で製糸家が疲弊して居れば、商の買



入れに必らず無理をする。其結果、生絲の投資りが始まることは自然の理法である。投資りほど生絲市場を擾亂し、豫想以上に糸價を暴落せしむるものはない。此の點から見ても本年度の生絲は、非常に下落するものと判断すべきであつた。さうして之等の理由を綜合して、吾々は本年度の商價は一貫目三圓臺なるべしと豫想し、之れを警告したのである。然るに多數の選挙民は之れに耳を傾けなかつた。其結果、選挙に於て民政黨は大勝利を得て、現政府の政策は益々徹底し、商價は更に一層暴落の途を辿つたのだ。而して一貫目三圓臺はおろか一圓臺に激落した。之れに就ては、總選挙當時吾々の豫想せざりし新なる理由が附け加はへられたのである。

普通の物價は、一般の物價の高低に略々随伴するものである。けれども生絲の市價は決して一般物價の高低に並行随伴せぬのである。大正九年の一俵四千三百六十圓の生絲は、昭和四年末には千百五十五圓に崩落した。斯くも生絲の相場は、一般の物價と懸け離れた浮沈高低を現はすものである。昨年八九月頃、千三百圓弱みの生絲は金解

禁による爲替の暴落により、忽ち崩落して昭和五年初めには千百圓臺割れの相場を實現した。茲に於てか生絲家は躍起となつた。昨年或製糸家の如きは、政府の提灯持をなす爲めであつたか、何であつたか知らぬが、金解禁は製糸事業に影響なしといふが如きことを新聞にまで發表して居つたが、愈々金解禁によりて生絲の暴落を見るや、直ちに政府に向つて養糸業救済の大運動を開始した。彼等の申分は斯うであつた。昨年の商は平均七十掛以上になつてゐる。従つて千百圓臺の生絲相場にては、一俵に付き百圓乃至二百圓の損失を蒙る。之れでは製糸家が行き立たぬ。養蠶業は我輸出貿易の大宗である。國家としては之れを傍觀すべきでない。斯くて彼等は問屋及輸出業者と共に一團となり、多年彼等の常套手段たる帝黨組合の積立金を利用して五萬圓の共同保管と二割の繰短とを實行することに定めた。けれども斯る小細工に依て糸價の堰止められべき氣遣ひはない。昭和五年三月、糸價は遂に千百圓臺を割つた。茲に於てか、銀行の巨頭と製糸家の巨頭は、養糸業救済の名を以て町田農相及井上蔵相を動



かし、糸價安定融資補償法の運用を決意せしめた。之れは頗る皮肉の事であつた。曾て前田農相と民政黨とは此の法律案の成立に付き極力反對したものであつた。而して之れに反對せしものが、之れを運用すべく決意したのである。孰れにせよ政府は、疾風迅雷的に之れを運用した。政府は三月三日其運用を決し、三月九日之れを糸價委員會に附議して、其決定を見、直ちに之れを實行した。其條件の大要は左の如くである。

一、最優格一俵千二百五十圓を維持するために、六月十日迄に銀行が貸出した古糸一俵に對し百九十圓を限度に、損失補償をなすこと。

二、損失の終局の責任は、荷主たる製糸家が負ひ、銀行は取立ての上政府に返済すること。

三、適要數量は大體十五萬圓を目安として銀行の融通期間は六ヶ月とすること。

元來、融資補償法の精神は、天變地異の如き、非常なる場合を想像し、制定せられざるものにして單に糸價崩落といふが如き場合に運用されべき筈のものではない。然

るに現政府は金解禁の爲めに、不當に糸價を暴落せしめたので、其失策を彌縫せんとし、法律の精神をも顧みず、其運用を決意したのである。而して政府の此實施條件は、前記三項に掲げたる如く極めて不合理にして、全く經濟原則に反するものである。従つて此の運用が、良果を納むるなどは、思ひも寄らざることであつた。當時糸價は千百圓臺であつた。而して昨年千三百圓の生絲が千百圓臺に下落したことは經濟原則上當然である。對米爲替は昨年來、一割三分暴騰した。之れは金解禁の爲めだ。爲替が一割三分上れば、千三百圓のものは爲替の相違に依て千百三拾圓になる。之れに下落の人氣が加はれば千百圓臺になるのは當然で、之れを政府が救済することは第一に不條理なることである。而して融資補償法に依て、政府が一俵百九十圓の損失を補償し、實際千百圓の生糸を千二百五十圓に買はしめんとするが如きは、全く經濟原則を無視することだ、斯様なことが人爲的に企て得らるべきことでない。どんな愚な商人でも、市場に於て實際の成行相場一俵千百圓のものを、賣手の政府の援助に依て千二



百五十圓に相場を釣り上げんとする機を承知してゐる、之れを買ひ進み氣遣ひはない。果然米國は融資補償法の實施と共に、生糸の買入れを殆んど中止した。其結果、生糸輸出は殆んど休止状態に陥り、横濱神戸に於て二十萬圓の滞貨を見るに到つた。斯くて此の滞貨と融資補償法に關係なき生糸の賣場崩しにより、市價は急轉直下、殆んど前代未聞の暴落を見るに到つた。而して之れは全く誤まれる融資補償法實施の結果である。吾々は二月の總選挙に於て之れを豫想して居らなんだ。夫れ故に一貫目三圓臺の崩價といふたのである。而して之れが一圓臺に崩落したのは、融資補償法の運用に基くもので、之れも濱口内閣の政策に結果するものである。

之れにも懲りず、斯る失策を猶反省せず、銀行家や、大製糸業者や、農林省の蠶糸局長などが、去る九月、蠶糸中央會に會合し、融資補償法實施の善後方策なるものを樹てた。若し政府が彼等の言に耳を傾け、之れを採用すれば、我蠶糸業は一層窮地に陥るのみならず、養蠶家は谷底へ投げ落さるゝが如き慘狀に遭遇するのであらう。其善

後方策なるものゝ大要は斯うである。融資補償法實施期限を更に二年九ヶ月延長し、政府は、補償法に規定する最高限度の三千萬圓全部を損失補填となし、二十萬圓の滞貨に就ては、其半額を内地用に振り向け、他の半額は、來春三月より月々五千圓づゝ賣却し、補償金と、銀行の一切の損失補填には、輸出生糸百斤に付き七圓の積立てを行ひ、十ヶ年賦にて之れを償却し、製糸家は明年一二ヶ月全体すべしとのことである。されば之れに依て銀行家は全部其損失を免がるるに違ひない。又大製糸家は先賣契約等に依て利益を納め得るかも知れぬ。けれども、明年に於ける製糸家の一二ヶ月の休業と、期限を定めたる滞貨十萬圓の強制販賣に依て、糸價は一層不安に陥り、明年春蠶繭出盛りに當り、繭價の低落を招き非常なる不利を見るに違ひない。若し之れが實行されるれば、融資補償法實施の失敗の土塗りにて、養蠶家は現在以上の悲惨事に遭遇するに違ひない。憂ふべきことである。

現政府及民政黨の人々は、動もすれば、金解禁と融資補償法運用との失敗を蔽はん



とし、生糸の暴落は米國の不景氣による消費の激減に由るものであるといふが如きことをいふてゐる。而已ならず、近年人造絹糸の發達により、天然絹糸の市場は壓迫されて居るといふが如きことをも述べて居る。本年度米國の生糸消費が幾分減少してゐることは事實である。併し之れは我輸出生糸に大影響を及ぼすほどのことでない。米國に於ける我生糸の輸入は非常に減額して居るけれども、佛國糸や、支那糸は其輸入が著しく増加してゐる。消費に就ても同様である。又人造絹糸が天然絹糸を壓迫するといふが如きことは事實でない。實際、人造絹糸は天然絹糸の先驅者である。一たび人造絹糸を使用したるものは、早晚必ず天然絹糸を求むるやうになる。従つて人造絹糸の爲めに天然絹糸の販路は、擴張されればとて壓迫せらるゝが如き惧れはない。民政黨は宣傳の政黨である。其場／＼に於て、開放題の宣傳をして居る。左に掲ぐるものは、本年度と昨年度の米國に於ける生糸輸入數量と消費量とを示すものである。之れに對すれば、昨年度に比し本年に於ける米國の我生糸輸入高は三割二分強減少せし

に拘らず、歐洲糸は八割二分、支那は約七分増加して居る。消費量の狀態も、略これと同様で我生糸は二割三分減少し、歐洲糸は七割七分強、支那糸は三割四分強の増加を示してゐる。

昭和四年昭和五年 米國生糸輸入量對照表

國別	昭和四年一月ヨリ 同年八月末日迄	昭和五年一月ヨリ 同年八月マデ	増	減	増減割合
日本糸	三五五、八〇九	二三八、九一八	△一一六、八九一		△三二、八
歐洲糸	七、〇〇一	一二、七三六	五五、七三五		八一、九
支那糸	五〇、九五三	五四、四三五	三、四八二		六、八
計	四一三、七六三	三〇六、〇八九	△一〇七、六七四		△二六、〇

昭和四年昭和五年 米國生糸消費量對照表

國別	昭和四年一月ヨリ 同年八月マデ	昭和五年一月ヨリ 同年八月マデ	増	減	増減割合
日本糸					
歐洲糸					
支那糸					
計					



日本米	三六六、七九九	二七八、二一一	△八三、五八八
支那米	七、一五九	一一、七三五	五、五七六
計	四五、三〇五	六〇、九三七	一五、六三二
	四一四、二六三	三五一、八八三	△六二、三八〇
			△一五、〇

六、金解禁と長野縣農家

地方別に考慮し、金解禁の打撃を最も痛烈に感受せるものは、一縣下としては長野縣であらう。長野縣は養蠶偏重の所である。長野縣民の職業は主として養蠶生糸である。而して養蠶製糸ほど金解禁の直接影響を受けたるものはない。依て茲に特に一項を設け、長野縣農家の實狀を略記する。

長野縣の農家は他府縣の農家と甚しく其趣を異にしてゐる。長野縣の農家に於ては大半養蠶が本業にして農業は云はゞ副業である。従つて本年度に於ける繭價の低落及

農産物の下落により、農家の慘狀は筆紙の能く盡す處ではない。長野縣の農家にして、本年度の養蠶及農業所得の収入により、公租公課を除外するも、一家の生計を賄ひ得るものは、先づ以て皆無であらう。長野縣を農會の最近の調査に係る農家収入減少の概算表に徴すれば左の如くである。

長野縣農家収入減少概算表

主ナル種目	昭和四年度	昭和五年度	差引減少	農家一戸當収入減少額
養蠶收入	八二、四六九、九五四	三三、六〇〇、〇〇〇	四八、八六九、九五四	二〇、五四四
蔬菜收入	三、九一四、五六六	二、七四〇、一九六	一、一七四、三七〇	五、八七
果實收入	二、一七七、二一七	一、五二四、〇四七	六五三、一七〇	三、二七
工女勞賃收入	一一、七五〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	五、二五〇、〇〇〇	二六、二五
合計	一〇一、三一一、七三七	四二、三六四、二四三	五五、九四七、四九四	三四〇、八三

本表に於ては米、麥等に関する収入の増減は加算されて居らぬ。縣農會の説明によ



れば、長野縣一般農家の現金收入に對し、米麥等は主要なものではない。従つて米麥等の價額も下落して居るが、本年は豊作にて相當增收あるものと觀測し、增收と價額の下落と相殺して、前年度と大差なきものと認め、之れを除外せりと述べられて居る。斯く米麥等の收入を除外しても、本表の示す如く、長野縣農家の一戸平均收入所得の減少は、實に三百四十圓に達してゐる。而して三百四十圓と云へば普通農家の一ヶ年の總收入の四、五割に該當するものである。普通の家にして、其一ヶ年の全收入の四割以上が一時に減少されて一家の家計の賄ひ得らるゝ筈はない。長野縣各地に於ては、今や貸借關係に就ては實際、私設モラトリアムが行はれてゐる。農家の重要な金融機關なる無盡の如きは、何處に於ても無期延期である。縣農會の調査に依れば、縣内の町村に於て農會を廢止せるもの三十五、其中止を決議せるもの五、農會技術員を廢止せるもの十三、技術員の減俸及農會經費削減を決議せるもの十五、小學校教員俸給を減額せるもの百三十、學級整理を斷行し、經費節約を決議せしもの七十、町村

役場の吏員、議員等の手當俸給を減額せるもの百三十件、經費削減を斷行せるもの百三十件、經費削減を斷行せるもの六十五、小作料の免除、税金の免稅、延納等に関し、決議せるもの八十件、電燈、電力、料金値下げ、街燈廢止、室内電燈廢止申合等をなせるもの百四十件、新聞講讀廢止を決議せるもの十五件、醫料代値下を決議せるもの二十件である。

之等の事實に徴するも農村民窮迫の實狀を察知する事が出来る。今や彼等は生きんが爲めに凡ゆる手段方法を講じつゝあるのだ。餓死するか、借金を拂ふか。餓死するか、納稅の義務を果たすか。之れが或農民に取つては、差迫つた問題である。生活の脅威と經濟破綻とは、農民間に於ける思想上に非常なる變化を生ぜしめ、到る所危険なる世相を呈してゐる。今に於て適當なる對策を講ずるに非ざれば、將來に對し非常なる禍根を胚胎せしむる惧ありと謂ねばならぬ。實に憂慮すべきことである。黨派心に驅られ、黨略に囚はれ、耳を掩ふて鈴を盜むが如き態度を以て國事に膺るべき時



代ではない。一般の世相は極めて險惡である。木乃伊に成つても、民政黨が良いといふて居る時代ではなからう。民政黨員も宜しく反省して國家の大局を想ふべきである。

## 第五章 政友會の態度と其政策

現内閣の無準備且黨略的金解禁と、誤まれる消費節約の宣傳と、事業繰延への緊縮政策とは、未曾有の不景氣を招徠し、財界は極度に沈滞し、金融は硬塞せられ、産業は萎縮し、中小商工業者の閉業破産は簇出し、農漁民は救済を叫び、百萬餘の失業者は職に窮し、一般國民の生活は非常なる不安に襲はれてゐる。而して一億五千萬圓に上る歳入缺陷は、今や政府をして豫算難に達せしめてゐる。而已ならず倫敦條約によりて、國民負擔の軽減を圖るといふが如き政府の聲明は、國民を瞞着する一種の申譯けのものに過ぎざるものと一般に解釋されてゐる。然るに政府は稅政百出、其聲明を裏

切るも猶恬として愧ずる所なく、又現下の深刻なる不景氣に就ては、之れをしも世界的不景氣の影響なりと嘯き、更に其非を感じる色なく、國民の要望に應ずべき何等の對策を有せざるのみならず、又敢へて之れを試みんとせざるものゝ如くである。之れは責任ある政治家の採るべき道とは思はれぬ。吾々は現下の此の情勢、生活の脅威を慮じつゝある國民の窮狀、飢饉線上に彷徨しつゝある無数の失業者を眺め、國家の爲め深憂に堪へざるものである。依て我黨は、過般、全國に亘つて經濟調査隊を派遣し、現實に直面して、親しく國民各階級の聲を聞き、實際の經濟狀態を調査検討した。而して其結果、吾々は我國刻下の不況は、日本全國に亘り、吾々の豫想せしよりは一層深刻なるものなることを痛感した。今や不安と不隱の空氣は全社會に漲つて居る。而して一般世相は極めて險惡である。應に之れ所謂經濟困難に直面してゐる。吾々は惧る。若し之れを現内閣の極端なる緊縮政策に委ね、漫然成行きに放任するに於ては、勢ひの窮る所、恰かも戰敗國と同様の運命に達せんことを。



茲に於てか吾々は現下の實狀に鑑み、此の經濟困難に處する對策を樹つると共に、政友會年來の主張たる産業立國の大策に則り、新經濟國策を樹立し、之れを天下に聲明し、國民の支持後援を求め、國家民人と共に、奮然厥起此の困難に當り、局面を轉回し、現下の不況を一掃し、國民に生活の安定を與へ、人心を一新し、國家の發展、國運の伸張を圖らんと試むるに至つたのである。

我國今日の經濟苦境に關しては、少なくとも二つの原因がある。一つは根本的のものであつて其遠因ともいふべきもの、他は急性的のもの即ち近因である。元來我國國民經濟は生産と消費と均衡を保つて居らぬ。明治以來、我國は輸入超過國で、まだ其地位を脱することが出来ぬ。之れが我國國民の最大弱點である。云ふ迄もなく輸入超過は生産不足の結果である。而して生産不足は國內に於ける國民の需要を充たす爲めに輸入を招くのである。されば我國の國民經濟の基礎を鞏固ならしめんとすれば、積極的且の進取的に産業の發達を講じ生産の増加を圖り、單に國民需要の供給を充たすのみならず更に進んで輸出を旺盛ならしむるに足る丈の途を樹てねはならぬ。吾々が多年産業立國策を高唱し、之れを力説するも、之れが爲めである。民政黨は我國國民經濟の此の根本を理解して居らぬ。故に消極退嬰の經濟政策を固執するのである。

我國の經濟的基礎を確立せしめんとすれば、積極的産業立國策より外に途はない。之れが爲めには、我經濟組織に對しても根本的刷新を加へねばならぬ。又經濟機能の合理化を圖る必要がある。同時に、明治以來化石せる行政制度の根本的改革をも斷行すべきである。財政組織の改造も亦必要である。軍備の經濟化は云ふ迄もない。其他諸般の施設に對し、根本的的改革を行はねばならぬ。税制に就いても、恩給制度に就ても亦同一である。吾々は産業立國の政策を樹立するために、之等萬般の施設に對し、徹底的の刷新改革を行はんとするのである。

濱口内閣は我國國民經濟に關し、根本的の理解を有せざるが故に、無準備なる金解禁の斷行や、極端なる緊縮政策や、消費節約を行ふたのである。其結果、我國の經濟を



一層苦境に陥らしめ、經濟困難を招いた。夫れ故に吾々は此の病根を除去する對症療法を行ふ必要ありと主張するのである。而して最早や之れは一日も猶豫し能はざるほど危急に迫つてゐる。眼前に於ける國民の慘狀、苦難を傍觀することは出來ぬ。茲に於て我黨は經濟的困難に處する應急對策とし、左の大綱を定めた。

一、不景氣打開策

二、失業問題及社會政策

三、國民負擔の軽減

而して更に之れを具體化せるものは左の如くである。

# 經濟政策要綱

## 一、根本對策

我黨既定の政綱たる産業立國主義を根幹とし國務全般に亘り時代に適應する根本政策を確立し、其實現を期すべし。

## 二、當面應急對策

現下産業經濟の異常なる不況に鑑み、應急施設として左記各項の政策を速行すべし

### 甲、不景氣對策

(一) 産業五ヶ年計畫 今後五ヶ年を期し我國生産の自然的増加を別とし、年額十億圓の新たなる生産増加を圖り以て國民經濟を充實し、併せて輸入を防遏し、輸出を増進し、以て根本的に正貨流出の防止を期す。而して之れが達成の爲めに要する施設左の如し。

(二) 本計畫に依る生産品の種類數量及之に要する資金調達法等は逐次之を述べ。



(イ)産業統制 生産政策の確立、企業の統整調和に依り國民經濟の全局より瞰下して適正なる施設を行ふ。

(ロ)電力統制 電氣事業を統し電力普及、料金低下を圖る。

(ハ)鐵道運賃政策改正 木材、石炭、鑛石等の運賃を引下げ、生産費の低下と輸入防遏の助成に資す。

(ニ)低利金政策 各特殊銀行預金部、産業組合其他の各機關を通じて現實的要求に適應する低利資金の運用を圖る。

(ホ)生産助成事業の積極的實施 河川、港灣、道路、用排水等の擴張及び改修、一般農業の改善、開墾、林業、漁業、海運業、鑛業等の獎勵助成を爲し、國費支辨を以て其の實施を期す。

尙地方負擔事業に對する國費補助の方針は之を繼續す。

(ヘ)工業生産助成の施設 主要輸入品たる肥料、鐵、油類、毛織物、機械、自動

車、染料、藥品等内地生産可能のものに對し關稅政策以外其の獎勵の爲め相當助成の途を講ず。

(ト)輸入管理及び關稅改正 生産充實、輸入防遏の目的を以て一部商品の輸入管理を爲し、且つ適當なる關稅改正を爲す。

(チ)朝鮮臺灣に於ける産業政策樹立、内地産業と利害の衝突を避け、相互協調、有無相通の方針を以て産業政策を樹立遂行す。

(ニ)米價調節 米穀法を根本的に改正することの必要なるは勿論なるが差向き現行法の施行區域を擴張し、之を朝鮮臺灣に及ぼし米價暴落に際し、之等産地より直接海外に輸送販賣するの便を開く。

(三)絲價安定 絲價安定融資補償法に由る在庫生糸に對し臨時消化の應急策を講ず

## 乙、失業當面對策



- 一、速に嚴密正確なる失業調査を行ひ、其の實情を明かにせんことを期す。
- 二、速かに失業基金制度、失業保険制度、解雇手当制度並に勞働供給の調節制度に關する各制度の研究調査に着手し、適切なる根本失業対策の確立を期す。
- 三、公共事業の起興は國家主として之に當り、公共團體と協力して其の實績を收めんことを期す。その要領次の如し。
  - (イ)公共事業は産業の振興、民衆生活の安定並に一般文化の向上に裨補するものたること。
  - (ロ)公共事業の起興は之を都市に限定せず、廣く農村にも普及すること。
  - (ハ)公共事業の起興は自由勞働者の救済に止まらず、熟練職工、一般技術員、智識階級の失業者救済をも考慮して計畫すべきこと。
  - (ニ)地方公共團體の起興する失業救済事業に對しては補助條件緩和に因り地方の負擔を軽減すること。

- (ホ)失業救済事業の計畫は内地に止まらず朝鮮其他必要なる領域にも實施せしむることを期す。
- 四、移殖民を奨励し、失業者の救済に資せんことを期す。
- 五、智識階級の失業者に對しては、學制の改正により之が防止緩和の策を樹つると共に、臨時に全國的調査機關を設置して應急授職の途を開かんことを期す。
- 六、職業紹介所に對する國庫補助金を増加し、職業紹介網の全國的普及を圖ると共に其の統制の完備を期す。
- 七、勞働不能による生活困難者に對して速かに救護法を實施して之を救済せんことを期す。

### 丙、國民負擔の軽減

民力補養、生産振興、不景氣打開の趣旨に鑑み、年額五千萬圓を下らざる負擔軽減を



國庫地租、營業收益税、織物消費税、礦産税を目標として時宜に應じ減免税を行ふ

### 丁、行政及び財政整理

行財政改革の趣旨に則り且つ減税財源(五千萬圓)及び不景氣對策失業對策(主として産業五ヶ年計畫)實行に要する財源(年額壹億貳千萬圓五ヶ年六億圓)を求むる爲め左記各項の政策を實行す。

- (一)行政整理
  - (二)軍備の經濟化
  - (三)官業及び官有財産の整理
  - (四)失業對策及び産業施設の爲めにする一定期間を創し特別奢侈税の創設
  - (五)産業公債の發行
- (一)(二)を以て減税財源に充て (三)(四)(五)を以て産業政策實施の財源に

### 戊、臨時産業資金制度

産業五ヶ年計畫の實施に要する財源及び支途に關する事務を統轄し其收支を嚴確な  
らしめ且つ其運用の敏活を期する爲め特に本制度を設く。

上記政策の綱領は、素より應急的當面對策として最も緊急を要する事項にして且執  
れも相互に因果關係を有する施設である。即ち第一の不景氣打開策が實行されるれば、  
第二の失業問題も自から解決し得られる。また第三の減税政策を行へば、必然的に不  
景氣打開の機運を促進することは疑ひない。而して不景氣對策として産業五ヶ年計畫  
を實行し、自然の生産増加以外に、更に十億圓の生産増加を實現すれば、國民經濟を充  
實し、對外貿易の均衡を圖り得るのみならず、之れに伴ふ生産事業の振興により、相  
當多くの過剩勞力は吸収される。従つて十億圓に達する生産増加の産業と之に要する



生産資金は、概しや之れが生産公債の名を以てせらるゝとも、失業活用公債と稱へらるべき結果を齎らすものである。されば失業対策を講ずるにも、單に失業公債を以てするよりも、生産的事業を勃興せしめ、必然的に失業問題解決を圖るが得策である。我國の海外貿易は、尙年々輸入超過を繰返してゐるが、國家經濟の立場より觀れば此の輸入超過の爲めに支拂ふべき對外勘定は、實質上、其大部分は外國勞働者へ支拂ふ資金を意味するのである。我國内には多數の失業者及未就職者がある。而して輸入超過の爲めに外國の勞働者に巨額の賃銀を支拂ふて居る。這は畢竟國家經濟に對し我國の無策を暴露するものと謂ねばならぬ。されば今日の如き苛烈なる苦難時代に際し、只單に彌縫的の失業対策のみを講じたり、徒らに手を拱きて之れを傍觀すべきの時ではない。又現政府の如く失業救済を地方に課し、以て足れりとすべきではない。國家經濟の全局より大觀して産業の振興を圖り、根本的に失業問題を解決すべき策を樹てべきである。而して吾々の唱ふる不景氣打開策は、即ち之れを根本的に解決せんとするものである。

ものである。

失業問題の解決として失業者の要求する所は、決して一時の救恤を求むるのではない。彼等は永久的に各自の技能、體力に適應する生業に従事する事を希望するのである。單なる救済は慈善的若しくは恩惠的なるものなるが故に、非經濟的なるのみならず、失業者の人格及志望を傷ふものと謂はねばならぬ。而已ならず、失業者に依頼心を養成し、社會的弊害を醸成するものである。不具、廢疾者等の如き國民に對しては別に社會政策を樹て之れを救護すべきである。之れが爲めには既に救護法が作られて居る。然るに現政府は何故か未だ之れを實施せぬのである。吾々の主張するが如く、不景氣対策として五ヶ年計畫の産業政策が實行されば、五年後に於ては毎年十億圓の生産を増加する結果となる。されば、勞働者の所得を一人一ヶ年平均二百五十圓とすれば、五ヶ年後には、僅に四百萬人の所得に該當せしむることが出来る。而して本計畫に依れば初年度に於ても、國庫及地方に於て約一億八千萬圓を支辨すべき方針なるが故



に、直接若しくは間接に之れが勞銀と化し約七十五萬人を就業せしむる事が出来る。而已ならず、之等の七十五萬人は一時的の救済を受くるに非らず正業を得るものなるが故に、生活は安定され、同時に消費を増進することも明かである。斯くて彼等の所得する勞銀は廣く國內に轉々循環し、商工業の發達を刺戟誘發する。而して必然的に景氣を恢復することも亦疑ひない。尤も現下の失業問題は現政府の誤まれる政策に依り激發せられしものなるが故に、吾々は之れに對し緊急臨機の方策をも講ずることを怠るものではない。

國民の負擔軽減即ち減稅政策及財源問題等に就ては、前記政策綱要に依り、一目瞭然なりと信するが故に、敢へて詳述する必要はなからう。國民經濟の健全なる發達を圖るに就ては、民力の涵養が必要條件である。夫れ故に吾々は、現下の情勢に鑑み、敢へて一ヶ年五千萬圓の減稅を斷行せんと主張するのである。其財源に就ては既に述べたる所に依つて明かなるが故に、特に之れを敷衍するの必要なきものと信する。一言

説明を要することは臨時産業資金制度の創設である。該制度は産業五ヶ年計畫に依る新財源總額六億圓と從來の産業的施設に支出せし資金とを之れに充當し、以て之れを構成せんとするものである。而して之れを所要の事業施設に對し、支出せんと企つるものである。斯くて臨時産業資金制度に依り、所定の計畫を遂行するに於ては我國の生産力は、逐年累進して五年後に到れば、之れが爲め年額十億圓増加すべきに就き、僅か一ヶ年にして其投資總額を回収することが出来る。而して此の計畫を實行すれば、其直接的刺戟と間接的影響とに依て、各方面に於ける民間の事業も著しく活氣を呈するものと思はれる。從て我國全體の産業は勃興し、一般生産の累加を招く事は必然である。故に國民經濟の全局より云へば、其効果は至大なるものと謂ねばならぬ。而已ならず、百萬の失業者は其生業に従事することが出来る。之れを現政府の萎縮退嬰の經濟政策と比較すれば、霄壤の差ありと謂ねばならぬ。殊に河川、港灣、道路、用排水、農林業、礦業、水産、鑛工業等に関する各施設は、凡べて産業の基礎を確立し其利益



を永久將來に持續し得るものである。

以上は政友會の政策の大要である。吾々は現下の經濟國難を打開するにも、又我國民經濟の基礎を確立し、其健全なる發達を期するにも、之れに優る政策なしと信ずるものである。依て吾々は之れを天下に聲明し、國民の了解を求め、其支持後援を得て、其實現を圖らんとするのである。茲に北信八州大會に臨み、之れを公表して廣く國家民人の批判を求むる所以である。

經濟的破滅が要與か (終り)



昭和五年十一月五日印刷  
昭和五年十一月九日發行

〔非賣品〕

著作發行者

東京市赤坂區青山高樹町十二番地

植原悦二郎

印刷者

東京市小石川區西古川町二五番地

渡邊一郎

印刷所

東京市小石川區西古川町二五番地

中外印刷株式會社



